

細市町村につきましてそういった点を一つ基本的な調へてみて、その上で住民税の負担の較差の是正という基本問題に取り組んでいきたい、このように考えておるわけであります。

○阪上委員 私が申し出ておるのは、住民の一人当たりに対する財政負担の意味ではないのです。やはり地方税負担の問題、これを問題にする。従って交付税等の配分の問題とか、あるいは財政運営上の問題とかが、直接に税負担の問題に関係するということにはならないのじゃないか、この点どうなんですか。

○柴田政府委員 お言葉を返しますけれども、私は実はなると考えております。と申しますのは、だんだんと時間的にもあるいは空間的にも地方団体相互間の距離が縮まって参る、これは世の中が開けて参りますれば、当然の傾向でございます。そうなつて参りますと、行政の質の均等化というものは当然住民からも強く要請されますし、同時にまた負担の均衡化というものも要請されるわけでございますけれども、行政の質の均衡化という要請が強く、財源措置が不十分であれば、勢い一番弾力を置かれておる住民税その他の負担に求めざるを得ない、財源がないわけですから勢いそういうものを増徴せざるを得ない、こういうことになつてくるのじゃないか、全然無関係ではないのじゃないか、しかし基本的にはおっしゃる通りに、そういう零細市町村におきまして税源を発掘するといふと語弊がありますけれども、税源を養つていく、つまりそういうところの地域の振興、こういうものを真剣に考えていかなければ、やはり問題は

根本的に解決しない、かように考えております。

○阪上委員 そこで、昭和三十一年度で東京、大阪、熊本、鹿児島、これは別の県でもつけようですが、最高と最低の府県別人口一人当たりの税収入額はどのくらいになるのですか。

○降矢説明員 これは私からお答え申し上げます。

三十七年度につきましては、まだはつきりしておりませんので、三十六年度について申し上げたいと思ひます。人口一人当たり東京は府県税一万二千五百七十七円、それから大阪府九千四百三十二円、熊本県九千六百二十二円、それから鹿児島県二千三百三十九円でございます。

○阪上委員 これで見ますと、三十五年の決算における府県別人口一人当たりの税の収入額は、東京が八千三百三十一円、大阪が七千四百五十七円、熊本が三千三百五十九円、鹿児島が一千四百五十五円、こういうことになつておりました、大地域団体間の格差というものは、三十七年度を見ましても一向に縮まつていない。こういう税収入の開きというものを、これは先ほど局長が言われたように、地域間の所得格差の開きだということにならうかと思ひますが、ありますけれども、税制改正をやる場合に、こういう負担の格差というものを、あるいは所得の格差というものを、どういふふうに税改正に反映させていくか、このことはきわめて私は大切だと思ひますが、こういった問題を解決しないと、どうしても弱小団体に於けるところの住民の税負担というものは、相対的に非常に高くなるというところを是正することはできない

のじゃないか。何か妙策はないのですか。

○柴田政府委員 おっしゃる通り、税制改正の場合におきまして、お話のような配慮をして参らねばならぬということ、われわれも常々考えておるわけでございます。今おっしゃいましたような形の負担の格差が縮まつていないというお話、これは三十六年、七年を単位にいたします場合には、府県税収入の大きな伸びは、やはり法人関係の税収入が大きいわけでございますので、従つて、そのウェイトの占める割合が大きな県が、どうしても税収入が伸びていく。従つて数字の上では一人当たりの負担格差というものが広がつていくような感じになつておると思ひます。しかし事實は逆かといへば、それはそうではございませんで、数字の上で現れたほどではございませんけれども、やはりその格差というものは税負担の上から見れば若干広がつていくだろうと思ひます。では今日の税制のものにおきまして一体何が府県税の負担の多いのかと申しますと、たばこ消費税が最も多いのじゃないか。こういうものを幾ら積み上げてしまつても、逆にいえば増高する財政需要にマッチしない。そうすると今日の税源の再配分といふものももちろん課題ではございますけれども、同時にどうしてもそういう低開発地域の振興といふものを柱にして考えていく税制といふものか、そういうものを配慮に加えた税制といふものを組んでいかなければならぬのじゃないかといふふうに考えておる次第でございます。

○阪上委員 今の問題で、そうしますと、たばこの消費税というものはそういう格差を生ずるところのものである。ところが今回の改正ではたばこの消費税を減収補てんの方途として使つておられるということなんです。それから、それはあなたのお考えでは反対の方向をたどつておるのじゃないですか。

○柴田政府委員 私どももいたしまして、今回電気ガス税の引きかえにたばこ消費税を使ひましたことは、いわばそれしかない、独立税源であります市町村の電気ガス税といふものを軽減する場合に、これを埋め合わせるのに何が一番普遍性に富んでおるか、また安定性に富んでおるかといふことになりました。すなわち、電気ガス税の引きかえとすれば、次善の策としてはもうたばこは得ずとつたという措置でございます。この場合、非常に心配いたしましたのは、都市方面の税制といふものをどうするかという問題が基本的なところになります。よけいなことも申しませんけれども、将来電気ガス税の基本問題を考えます場合には、たばこ消費税の問題が引きかえ財源として考えられるのは、むしろ町村の方である。都市についてはそれだけではいかぬだろう、何か別のことを考えなければならぬだろう、こういうような考え方を持つております。

○阪上委員 そういうことでありますならば、地方財源の問題から考えて、一方において電気ガス税を減税するといふ建前をとつた以上は、やむを得ないたばこ消費税だ、こういう言い方になつてきておる。それならば何いふことができますか。それならば何いふことができますか。たばこ消費税の伸び率、それと電気ガス税の伸び率といふものはどういふふうになつておりますか。

○柴田政府委員 私どもで試算をいたしましたところ、それは過去からの伸び率を基礎に置いて計算いたした参りますと、大体五年後を想定いたしますと、電気ガス税の一分が、たばこ消費税の二分に該当する、そういうこととでございます。

○阪上委員 五年後における伸び率を考えたならば、電気ガス税の一分がたばこ消費税の二分、そういうことですね。そうすると伸び率は電気ガス税の方が倍々倍という言い方はおかしいかもしれないが、そういうふうになる。地方財源を確保するために伸び率の非常にいい電気ガス税、それを増やしたといふこと、とらふに、たばこ消費税をとるといふことは決して得策ではないと思ひます。これはどうなんですか。

○柴田政府委員 税収入だけの面から申しますならば、お話しのようなことが言ひ得るかと思ひます。ただし現行の電気ガス税につきましては、かねがね問題になつておりますようにいろいろ問題がございまして、その税率もかつての二〇%の税率といふものが妥当かどうかといふことになれば、税負担の面から考えれば必ずしも妥当でない、高過ぎるということではたゞでもおっしゃつておることでありまして、われわれも実は一〇%という税率は高いと思つております。これを妥当な姿に持つていかなければならぬが、その持つて行き方、どこに妥当な線を引くかといふ問題が一つございまして、それから持つていくその行き方をどうするか、今までのやり方は漸進的に持つてきたわけでありまして、しかしそれだけではございまして、免脱点の線が今のままでいいかどうか、あるい

う格差を生ずるところのものである。ところが今回の改正ではたばこの消費税を減収補てんの方途として使つておられるということなんです。それから、それはあなたのお考えでは反対の方向をたどつておるのじゃないですか。

○柴田政府委員 私どももいたしまして、今回電気ガス税の引きかえにたばこ消費税を使ひましたことは、いわばそれしかない、独立税源であります市町村の電気ガス税といふものを軽減する場合に、これを埋め合わせるのに何が一番普遍性に富んでおるか、また安定性に富んでおるかといふことになりました。すなわち、電気ガス税の引きかえとすれば、次善の策としてはもうたばこは得ずとつたという措置でございます。この場合、非常に心配いたしましたのは、都市方面の税制といふものをどうするかという問題が基本的なところになります。よけいなことも申しませんけれども、将来電気ガス税の基本問題を考えます場合には、たばこ消費税の問題が引きかえ財源として考えられるのは、むしろ町村の方である。都市についてはそれだけではいかぬだろう、何か別のことを考えなければならぬだろう、こういうような考え方を持つております。

○阪上委員 そういうことでありますならば、地方財源の問題から考えて、一方において電気ガス税を減税するといふ建前をとつた以上は、やむを得ないたばこ消費税だ、こういう言い方になつてきておる。それならば何いふことができますか。それならば何いふことができますか。たばこ消費税の伸び率、それと電気ガス税の伸び率といふものはどういふふうになつておりますか。

○柴田政府委員 私どもで試算をいたしましたところ、それは過去からの伸び率を基礎に置いて計算いたした参りますと、大体五年後を想定いたしますと、電気ガス税の一分が、たばこ消費税の二分に該当する、そういうこととでございます。

は電気とガスの課税の仕方が現行のままでいかどうかというような問題もございまして、根本問題があるわけではございますので、これはどうしても基本的な負担の面、産業政策といったような面、あるいは税収入、つまり財政的な面、こういった面を総合的に考えまして、根本的に再検討をしなければならぬ段階にきておる、かように考えておる次第であります。

○阪上委員 そこで、この補てん財源としてのたばこ消費税を一・四％今度入れたわけなんです。こういう伸び率等を考え、たばこ消費税との関係をやった場合に、五年後といいたがら初年度から五年間の間という一・四という一定の税率でこれを処理していくというところは適当じゃないのじゃないですか。何かそこに、累進的な方向というよりもその逆の方向、そういうものを考える必要はなかったかと思うのですが、それをお尋ねするわけです。これはどうでしょう。

○柴田政府委員 ほかの租税関係の問題が安定いたしておきまして、電気ガス税だけの問題をつかまえてどうこうということになれば、おっしゃるような問題が起つてきたかと思ひます。ただ、地方税制全般につきましてもお話をしようという問題がございまして、現在税制調査会で基本問題をいろいろ検討していただいております。従つて、その基本問題との関連で地方税制がどうなるかという問題は、また問題をやらんでおるわけでありまして、そこで今回は、とりあえず当面年度の完全補てんというものを措置をして、将来の問題といたしましては、お話のようにな

問題も総合的に考えて合理的な税制というものを立てなければいかぬ、かような考え方でそういう処置を講じなかつたわけではございません。

○阪上委員 そうしますと、この一・四という補てんは、来年度はまた変わるということなんですか。変えなければならぬということですか。変えてしかるべきじゃないですか。それはどうですか。

○柴田政府委員 私はこの一・四の問題の変え方について、いろいろ配慮すべき点があると思うのでございまして。申しますのは、たばこ消費税と電気ガス税との引きかえ問題で、やや増収になる町村につきましても、おっしゃられるような問題はむしろ起らない。ところが都市につきましてもそういう問題が起きてくる。そういう面からどういふ配慮をするかというのが別途問題になるわけではございません。

○阪上委員 そういふ面から、どういふ態度をとるかということが問題なんです。そこで、どうされるわけですか。

○柴田政府委員 これは多分に個人の理解になつて恐縮でございしますが、私も、私は今日の税制を総合的に考えます場合に、財政的に見ました場合には、都市の租税体系、これは大都市を含んでございしますが、そういうところに基本的な問題がある。つまり都市がだんだん行き詰まりになつてきておる。そうしてこれからだんだん伸びていく町につきましてもいろいろな財政需要を持っておりますが、今日の地方税制につきましても、これと見合ふ税体系というものが組まれていない。そうしますと、同じ市町村税制というの

のについても、何かそういうところに一本欠けているのではないかと。現に昭和三十七年度から大阪府というものが不交付団体から交付団体になった、こういう事実は何を物語るかということでありまして。従つて、その辺を相關的に考えますと、何らかそういうところに血の通つた税制というものを考えていかなければならぬのじゃないかというように考えておるのであります。今ここで私はこう考へるといふことを明言する段階にまで至つておりません。

○阪上委員 次に、所得割の問題なんです。これはいわゆる応能の原則でやるべきものではないかというにわれわれは考へておるのであります。負担分任の考え方は、何回も言われております。上に、これは均等割で十分に達しております。所得割については支払い能力という点を頭において考へていかなければならぬ、こういうふうに考へられるわけなんです。ところが昭和三十六年度の地方税の納税者が一千四百万人、それから三十七年度の市町村の所得割の納税者が一千七百万人、ここでもつて約二〇％程度も国税の場合と比べて納税者がふえておる。つまりこの約二割の人が地方団体で課税されなければならぬ、こういうことになつておるわけなんです。そうしますと、この所得割と遮断したということとは、それ自体わからぬでもありませんけれども、こういった負担の問題から言ふならば、これは非常に悪い方式じゃないか、むしろもとに戻つて国税にリンクした方がまだいいのじゃないかという考へ方が出てくるのですが、これはどうでしょう。

○柴田政府委員 今日の均等割が妥当かどうかという問題が出发点になるだらうと思ひます。おっしゃる通りに、今日の均等割で、地方税の本旨とされまふ負担分任の精神というものは、十分果たされておるのだという考へ方に立つ場合は、所得割というものの持つていき方を、相当応能的な観点を中心にして考へるといふことも一つでございまして。しかし今日の均等割が妥当かどうかといふことになれば、私はこれについては基本問題があるだらうと思ひます。もう昭和二十五年から全然いじつておりません。それからまた府県民税を考へます場合に、府県民税についてあのような形の均等割をとることが、いかどうかという問題もございまして。あるいは均等割につきましてもある程度の段差をつけろという意見もございまして。いろいろ意見がありまして、そういう意味から言ひますと、均等割のあり方といふものにつきましても基本問題がございまして。所得割のあり方につきましても御指摘のように問題がございまして、所得税と合わせて住民税といふものを所得課税と考へます場合には、住民と団体との距離が近づくに従つて、なるべく均等といふよりも、比例税率のなめらかな、あるいは軽度の累進税率をとつていく、こういう方向が望ましいのじゃないかという考へ方は私どもは捨てておりません。従ひまして、住民税につきましてもあまり強い累進課税を行なうのはいかかかと考へるのでございまして。

○阪上委員 それはやはり負担分任の考へ方が頭の中に相当強く残つておるということだ。少なくとも二千万人の人というのは低額所得者であることは事実なんです。そういう人がこういう住民税の中においても相対的にはやはり重い負担をしてゐる。そこへ持つてきて、府県民税の場合には二段階の比例税率ですが、あつてものがさらにそこに加わる。超過累進課税というものが排除される。極端なものはいけなうと言われるけれども、私はむしろ超過累進課税の方式の方が低額所得者の負担というものを対しては相対的に軽くなると思ふ。住民税の中にも、低額所得者に対する相対的な負担の増といふものが、累進税率で出てくることは明らかである。そこで次は事業税はどうかという問題になる。法人の場合には七％ないし一二％の非常に軽い累進だと思ひます。こういうことをやつておるとやはり同じ問題が起つてくるのではないかと思ふのですが、これはどうでしょう。

○柴田政府委員 個人事業税も含めましての事業税といふもの考へ方は、所得税の補完的なものでございまして、一種の事業重課といひます。そういう思想に立脚したものでございまして、これは本質的にはむしろ均一税率なので、おっしゃるような段差をつけておりますのは、これは特に中小企業に対する政策的な配慮からむしろ出てきておる問題であります。税そのものから言ひますならば均一税率で取ることが望ましい、こういうふうに考へております。

○阪上委員 しかし住民税の所得割と同じ理由で、むしろ累進税率を使つていくといふことになる、七％から一二％のわずかなものである。今言われたような中小企業には重税となるので

あつて、むしろ中小企業対策としてこれが用いられているというよりなことはならないと思う。それならむしろもつと幅を持たせたらどうか。それをこんなわずから七割から一二割ぐらいで押えていくということになると、むしろ逆に中小企業に対して相対的にやはり重税になる、こういうことになるのじゃないか。

○柴田政府委員 私どもは実はそれは考えておらぬのでありまして、これはやはり法人の場合は一二割が本則であると考えて。それで特に零細所得者に対しては個人所得税との均衡もあるわけでありまして。個人の事業者と法人の零細所得者というものは、事業形態は個人と法人とで異にいたしますけれども、実態はあまり変わらない。そういう負担の均衡も考慮し、それに中小企業対策というものを兼ね合わせて、特に低所得については減税率を使つてゐる。これが今日の地方税の体系でございますけれども、しかし所得を課税標準にいたしておりますことが、おっしゃる通りに住民税との比較論が起つたいろいろな議論を起すすゆえんなのであつて、事業税の思想からいへば、所得を課税標準に使つておるのはむしろ一つの手段であつて、ほかの課税標準を使つべきじゃないかという議論が本質的にございまして。これは非常にむづかしい問題で、企業課税との関連でどうあるべきかという問題でございまして、現在、従来からもそうでございますが、引き続き税制調査会におきまして検討を続けておるわけでございまして。私どももいたしましては、今日の所得課税を標準とする事業税の体系はいいとは考えておりません。むしろ改めるべきものだと考えておる次第でございます。

○阪上委員 しかし個人の場合と第一種の事業税ですか、これは五十万円の上下でもつて分けられておる、こういうことでしょう。これもやはり低額者には相対的に過重なんじゃないですか。

○柴田政府委員 個人につきましても段階別は現在やめております。ただ税率を一種、二種、三種と分けておりますのは、これは従来営業税から発展したものでございまして。それで営業税を拡大したものでございまして、従来は営業税に類するものについては、やや高い税率、それから拡大された部分、準営業とみなされるもの、広い意味の事業でございまして、そういうものにつきましてはその濃度に従つて若干税率を下げていく、こういう立て方をいたしております。

○阪上委員 次に、固定資産税ですが、固定資産税についてもやはり同じようなことが言えるのじゃないかと思うのですが、貧弱団体に現在重い傾向であるというようになっておると思うのですが、これはどうでしょうか。

○柴田政府委員 固定資産税につきましては、税制という建前からいいますと、まあまあ比較的偏在度の少ない、地方税の中では割と安定した方に近い税種でございまして。ただおっしゃるように、貧弱団体について過重負担になつてゐるという事実はこれにもございまして、たとえば東北、北海道あたりの市町村では、軒並みに標準税率をこえて課税しておる。こういった状況でございます。

○阪上委員 大体どのくらいになつていますか、標準税率一・四割をこえる課税をやつておるのは、大都市にございまして。大都市にはないでしやうね。

○柴田政府委員 大都市におきましては、標準税率をこえた課税をいたしておるところはございせん。大体町村がおもひでございます。市が若干ございまして。大体税額にいたしまして五、六十億だと考えます。

○阪上委員 要するに標準税率をこえて課税しておるものは大都市になく、その他の市町村には標準税率をこえて課税しているものが、大体四分の一くらいになつてゐるのじゃないか。そうしますと、やはりこれも貧弱団体の住民にとっては、相対的に大きな負担増になつてゐる。こういうことだと思ふのですが、これは認めますね。

○柴田政府委員 貧弱団体に標準税率の超過課税が多いという事実は、御指摘の通りでございまして。従つて、貧弱団体の住民の負担が重いとおっしゃれば、それもその通りでございまして。ただ、なぜそういうことになつておるかというところに問題が実はある。そこには単に税制だけの問題ではございせん、財政的な問題がひそんでおる、こういうことでございまして。

○阪上委員 この辺でやめますが、国保税について相当低額所得者に対して軽減措置をとつておる、これは非常にけつこりなことだと思ひますが、しかしながらこの前も小委員会等でちよつと御意見等を聞いておつたのですが、まだ十分でないと思ひます。地方税の大部分の種目にわたつて、やはり

地域間の格差というものが大きな原因となつて、団体間の格差というものが大きな原因になつて、そして比較的、相対的に低額所得者に大きな負担増になつておるということは、私は明白な事実だと思ひます。そこでこういった問題を一方にかかえながら、一方において全体の税負担の軽減をやつて、いわゆる減税をやつていふという矛盾が出てきておるわけなんです。従つて、こういった問題を抜本的に解決しなければ、負担の公平などというものは保たれていかぬ、こういうことになると思ふのですけれども、この場合に、いろいろなことを言いますが、現在のようない地域間の格差がかなり広がつておる、東京と鹿児島ではもう格段の相違があるのであります。そして一方において地域開発等がそのことのために進められておるのであります。なかなか一挙にこの格差を縮小するということとは、簡単にはできない。そうすると、繰返して言ひますけれども、現在のやり方では低額所得者の負担というものは高所得者に比べて、あらゆる地方税種目の中で依然として相対的にさういふ徴候が如実にあらわれておる。これを何とか是正していかねばいけません。私には思ひます。その是正の方法、小細工では合、将来のこともありますけれども、こういった問題を考へてみるときに、現在のようない地域開発の速度ではどうも足りないが是正ができないのではなからうかと思ひますが、この場合に考えられることは、やはり交付税の総額です、ね、こういったものを補つてん財源とし

て一方において握つておいて、さういふ考え方を頭に置いて処理していくというものでなければいけないのではなからうか。ほかのいろいろな税種目をかわり財源として持つてくるといふ考え方は、何か同じところをぐるぐる回つてゐるやうな感じがする、こういうことなんであります。局長として、大臣がおれば大臣にお答え願ひたいと思つておつたのであります。交付税率をこの際もつと上げていくのだということが適當であるというにあなたとは同意されるかどうか、こういうことはどうなんでしょうか。

○柴田政府委員 おっしゃる通りに、交付税率そのものに問題が、私個人はなとは思ひません。ないとは思ひませんが、直ちにさういふような段階で物事を片づけなければいけないことは、私は若干疑問を持つのであります。と申しますのは、やはり地方公共団体であります以上は、交付税という手段に訴へるのは、最終の手段にしなければならぬのではないかと。でき得べくんば独立財源でもつて努力する方向でものを考へていく手段方法があるのではないかと。だから国と地方との間において行政事務の再配分等も頭に入れたら、税の再配分をしなればいけません。ね、ということとは、必至でございまして。同時に、その結果、交付税というものが現行の税率を維持した場合に、どういふ姿になるか、これを考へて、その上でどうするかという結論を出すべきではなからうかという順序を、いきなり交付税に持つていくといふことはいかなるものであらうかと考へるのでございまして。

○阪上委員 あなたはそう言われるけれども、先ほどから私は例をあげて言っておる、現在のような地域間の格差があつて、これが是正されない限りにおいて、独立財源としての地方税でこれを処理しようとしても、偏在しない税種目というものはなくなつてしまつてゐるのではないか。だから税でやるということ自体が非常に無理がある。理想としては交付税額を、将来地域間の所得格差が是正されるならば、できるだけこれは行政の質その他が均質化される傾向にありますから、これは交付税を減らして独立税源を与えていくということはいふと思ふ。しかし現在のようないくつかの段階で、独立税源を与えるということになりますと、今のようないくつかの段階で、独立税源に大きく欠けていくことになるので、妥当でないといふことを私は申し上げておるのである。従つて、長い将来を言うのではなくて、現在のようないくつかの段階では、やはり交付税率を上げるというより、なによりも、交付税を上げていくという方が、むしろ正しいのではないかと、このことを私は言つておるのである。

○柴田政府委員 お言葉を返すようにありますけれども、そのところからちよつと違ふのでございまして。と申しますのは、先ほど私が申し上げましたように、今府県でも市町村でも、非常に困つておられます。それは開発を要する地域につきましても、もちろん困つておられますけれども、それでなくとも、現在発展しつつある都市を含む府県とその市町村のもの、こういうところに地方税制度としては非常にネックがあるように私は感じます。そうしま

すと、そういうところに税源を与えて参りますと、当然偏在する税種しかない。しかし、ないかわりに、いなかの方にはあまり税金はいかない。そういうところには税源はいく。そういう団体に税源が参りましても一向差しかえない。そうしていなかの方には別におつしやるようなむしろ低額所得者に対する負担の合理化という問題がある。これは一緒にやつたてかまわぬじゃないか。なるほどそういうおつしやるようないなかのほんとうに僻遠の地に対しては、手段としては交付税源を配分するしかございませぬけれども、その場合に今陥没地帯みたいな形になつて、現在でも交付税をもらつてやつと行政をやつておるような、発展途上になりますと、都市、こういつたものにつきます。は、むしろこれを不交付団体を持つていくような格好で税源を与えるべきじゃないか。そうすれば交付税が逆の方に流れていく。従つて、そういう方向をとりまします場合には、いきなり交付税云々という問題は出てこないのじゃないだろうか。地方自治の立場からいいますれば、そういう意味では、むしろ税源の再配分が先じゃないかといふふうに思ふのであります。

○阪上委員 そうしますと、そういうた貧弱団体に対しては、当然交付税で見えていく。だからそれで十分じゃないか、こういうことになると、それが逆説的に独立税源を与えても、それに独立税源を拡大してやつても、これは意味がないということになるのじゃないのですか。

○柴田政府委員 お説のお気持はわかちぬでもありませんが、やはりちよつと行き過ぎじゃないだろうか、やはり地方自治を守るという立場に立ちますれば、でき得べくんば独立税源、それも住民に過重な負担をしないような意味合いの独立税源というものがあれば、それを考へていくのがまず第一じゃないだろうかといふふうに思ひます。

○阪上委員 しかし交付税は地方の財源であつて、国の財源でも何でもありません。そういう意味では、今の独立税源論にはならぬと思ふのですが、それとも局長さんは、交付税は国の財源だといふふうにお考へになつておられますか。

○柴田政府委員 交付税の性格をめぐらぬいろいろな論議がございしますが、私は独立と申しますか、地方税だ、地方公共団体の共有財源だといふ論者の一人でございます。しかしほんとうの独立税源といふものと交付税といふものには、やはりその独立性に差異がある、その差異はやはり尊重すべきじゃないだろうか、かように存するのでございします。

○阪上委員 これで終わりますが、独立性に差異があるといふところはどこいふところですか。

○柴田政府委員 自分固有のものと同様と共同のものといふものは、おのずからニュアンスの相違がございします。それと同じ関係だと考へます。

○門司委員 最初に聞いておきたいと思ひますことは、今度県民税の改正がどうしてできなかったかといふことではありません。これは御承知のように、非常に悪い改正が行なわれておつて、高所得者に軽減されておることは事実であります。従つて、これについては各都道府県の、全国とは申しませんが、議会でも、かなり問題になつておると思ふのです。そういう問題がどうして今度の税制改正で取り上げられなかったのか、その理由を先に聞いておきたいと思ひます。

○柴田政府委員 実は昨日も太田先生から同じような御質問がございまして、お答え申し上げたのでございします。県民税はいろいろ御批判もございしますけれども、これは所得税と地方財源との財源移譲の一つの形でございします。両方考えました場合には、高所得者につきましても必要な調整が行なわれたいと思ふのでございします。そのこと自身につきましても、私どもは特別に問題があるとは思つておりません。また税制調査会等におきましては、住民税の問題は、基本的にはむしろ市町村民税の問題だといふような御認識のもとに、いろいろ御議論があつたのでございします。私どもは、せっかく制度が新しくできたことでもございしますし、その制度の趣旨そのものが、おつしやるような姿を實際に描いていくのかどうか、所得税と総合してどういふことになるのかといふ問題は、今のところ御指摘のように考へておられないのでございします。その結果を見て、からもし非常に不合理な面があれば、それを直す必要はございします。それがまだ実施したばかりでどういふ言ひことは早計ではなからうかといふように考へておる次第でございします。問題は、むしろ市町村民税にあるのではないかと考へておられます。

○門司委員 実に不思議なお話を聞きますが、国税と地方税が、負担する方の側からいへば、同じ人間が負担するから同じものだといふことは、一応言えるかもしれないが、しかし税の性格からいって、その使用される目的からいって、非常にこれは大きな相違を持つてゐるものである。国税と地方税を連立して、所得が軽くなつたからいいといふようなことを自治省が言うべきではない。これは大蔵省ならそれくらいのことはいふかねない、池田さんならそれくらいのことはいふかねないと思ひます。しかし、自治省の建前として地方自治体を守らうとすれば、国税は国税としての建前がありまします。要するに税の使用目的が違ふのでありますから、税を考へる場合に、ただ負担が同じならばよいといふ考へ方ではなしに、やはり税の一番最終の目的である使用目的についての考へ方といふものが、税制の上にかなり大きく考へられたい、住民は納得しないものです。住民を納得させようとするならば、こうした税金をとつて、こういう形でここに使われていくといふことがわからなければ、地方行政といふものはやれない。地方の住民の理解と協力がなくては地方行政をやつていくといつてもできない相談です。そういうことを考へると、今の答弁は非常におかしいと思ふ。国税がいかにあると、国税は国税としての一応のものの考へ方を持つべきであつて、地方税は地方税としての一応のものの考へ方を持つべきである、そういうことであらうと思ひますので、まづ前段でそのことを聞いたのであります。その考へ方として、一体地方税といふものをどう考へになつておられます

か。地方税というものの性格をお互いにもう少し掘り下げて検討する必要があるかもしれません。ことに今度の県民税というものは、明らかに一部の高額所得者が非常に多くなっているし、低所得者にはふえてきていることは計数上事実である。そして国民に納得させるのに、この税金とこの税金とをつなぎ合わせれば安いから、お前の方はよろしいということでは、住民は納得しません。国で使う金と地方の都道府県で使う金は、おのずから違いますから、その考え方は一つやめてもらいたいと思うのです。そしてやはり県民に納得のいくようにしてもらいたい。あの家ではたくさん所得税を納めるから県民税は少なくてよろしいというような理屈が、一体どこで成り立つのですか。もしそういう考え方であるとすると、これからはもう少し数字的にはつきりした御答弁を願いたいと思うのです。これはきのう発行されたものと聞いておりますが、この数字を見まして、これは主として農家でありまして、全国の農家五千七百七十六戸を調査した場合に、所得税の問題で申告課税が、東京が七万一千円という数字が出ている。ところがこれがすつと下がって参りますと、どういふ数字があるかという、非常に少ないところでは、計数の出てないところもありまして、熊本県のごときは十五円しか出ておられない。そして県民税の場合にこれはどういふ数字になつてくるかという、東京が三千八百一円という数字が大体出ております。同じ熊本でこれは四百二十三円という数字が出てくる。この開きは一体どうなつてくるかということ。都道府県民税の方

は、東京が三千八百一円であつて熊本が四百二十三円である。申告所得税の面については東京が七万一千円であつて、熊本は十五円である。こういう統計が農林省から出てくる。農林省のこの統計が誤つていないとするなら、私は非常に大きな問題だと思ふ。今のようなお話でこれを受け取れるかどうかということでもあります。所得を追つておるからよろしいのだというが、もう少しものを考えてもらいたいと思う。べらぼうに大きな開きを持つておるといふことを考えてもらいたい。そういう点でどうなんですか。もう少し考え直して、地方税は地方税としての性格が当然ありますから、地方税の性格に沿つた、県民にわかりやすい税金をかけるといふようなことになりませんか。大蔵省のペースに巻き込まれて、そして池田さんの答弁のような答弁をここで聞くということには非常に遺憾です。この点については税の基本的な問題に触れますので、大臣に出て来てもらつて、大臣が地方の財政をどう考えておるか、この際一応私は聞きたいと思ふのですが、今柴田君からも、もし何なら地方税と国税の関連性を一体どう考えておるか、基本的な問題を一つ教えておいてもらいたい。

きましては、比例税率程度の果進をはかった税制というのはいのじやなからうか、こういう考え方を実は持つておるわけでございます。またそういう考え方の線に沿つて先般の改正が行なわれたと考へております。ただおっしゃる通りに、府県民税の今日の形の果進度というものがそのままではいいの悪いか、市町村民税の合理化の姿を考えました場合に、市町村民税と府県民税と相関的に考へて、ああいう形がいいか悪いかわからない問題につきまして、全然ないとは言ひ切れなないかもしれせん。しかし考え方といたしましては、地方税の持つ性格から考へました場合に、そういう考え方になつていくのじやなからうかというように私どもは考へておる次第でございます。

きましては、比例税率程度の果進をはかった税制というのはいのじやなからうか、こういう考え方を実は持つておるわけでございます。またそういう考え方の線に沿つて先般の改正が行なわれたと考へております。ただおっしゃる通りに、府県民税の今日の形の果進度というものがそのままではいいの悪いか、市町村民税の合理化の姿を考えました場合に、市町村民税と府県民税と相関的に考へて、ああいう形がいいか悪いかわからない問題につきまして、全然ないとは言ひ切れなないかもしれせん。しかし考え方といたしましては、地方税の持つ性格から考へました場合に、そういう考え方になつていくのじやなからうかというように私どもは考へておる次第でございます。

きましては、比例税率程度の果進をはかった税制というのはいのじやなからうか、こういう考え方を実は持つておるわけでございます。またそういう考え方の線に沿つて先般の改正が行なわれたと考へております。ただおっしゃる通りに、府県民税の今日の形の果進度というものがそのままではいいの悪いか、市町村民税の合理化の姿を考えました場合に、市町村民税と府県民税と相関的に考へて、ああいう形がいいか悪いかわからない問題につきまして、全然ないとは言ひ切れなないかもしれせん。しかし考え方といたしましては、地方税の持つ性格から考へました場合に、そういう考え方になつていくのじやなからうかというように私どもは考へておる次第でございます。

せん。ただ再評価いたしますために
評価額がおおむね上がるであろうとい
うことは、これは傾向として言えるこ
とだろうと思つてございすが、し
かし負担をどうするかという問題につ
きましては、あの答申にもございす
ように、現行制度による額以上に増収
を求めるものではない。従つて当然に
税額調整その他の負担調整の措置を講
ずべしとなつておりまして、私どもも
基本的にはその態度でおります。従つ
て、ただ負担調整と申しましてもい
ろいろこれは複雑な形があるだろうと
思つております。非常にこれは問題
をはらんでいと思つたので、この
辺につきましては政府側に設けており
ます税制調査会等の審議を十分尽くし
まして、その結果に基づきまして適切
な措置をとりたい、こういう考え方で
おります。

○門司委員 事務的の答弁ではさうい
うことにならうかと思つたが、もう
少し政治的に、一体結果論として政府
がただ負担の均衡を考へるために、こ
ういうことにするのだというだけで
は、農民はなかなか承知しないと思
います。これはなぜ農村にさういふ空
気がだんだん出てきておるかというま
す、純農村の農地の地価といふもの
はさう変わらぬと思つた。都会を中
心とした五十キロか七十キロの範囲の
土地といふものは例外であります。そ
う純然たる農山村の地価といふものは
さうむやみに変わつておらない。さうだ
とすると、税制が変えられらるるに、
何か最近盛んに言われておる通りに都
市の近傍の土地が非常に上がつておる
ので、さういふものに右へならせさ
せられるのではないかと農民の懸念

のあることは私は当然だと思つた。だか
らさういふものについて、今のような
御答弁ではなくて、税金をよけい取る
のではないというふうな答弁がもしお
けるなら、この際一つはつきりして
いてもらいたい。ただ負担の不均衡だ
けを是正するんだ、負担の均衡といふ
はさうけれども、負担の均衡といふの
はいろいろの見方があつて、今申し上げ
ましたようにばかばかしく高く売れる
ようなところと安いところの負担を均
衡すれば、安いところは高くなるに
まづいてゐる。むしろこのことが、地方
の税金であります関係から、地方税と
してのものの方の考え方に上つて、同
じ地域社会における不均衡があつては
ならない。これを是正するんだといふ
なら、これは話がわかる。しかし全体的
の地価が上がつてゐるからさういふ
な考え方になると、とんでもないこと
になる。さういふことが一応考えられ
る。その辺を一つはつきりしておいて
いただきたい。同じ正正するといつても、
全体的のものをひくくするめものを考
へてゐるのか、あるいはおのおのの地
域社会における不均衡を正しようとい
ふのか、さういふ点を、どつちなの
かこの際はつきりしておいていただ
きたいと思つた。

○柴田政府委員 御質問の御趣旨よく
わかりますが、そもそもこの問題が起
こりましたのは、従来の評価制度が、
いわば上から押しつけと申しますか、
指示平均価格を支点とする評価の仕方
をしておりましたのと、もう一つは市
町村が自治大臣の示す評価基準に準じ
てやるという形でもつておりましたの
で、市町村によりましては、旧来の貸
賃価格を基準にしたやり方をやつた

り、あるいは進んだやり方をやつたり
でんでんばらばらだつた。そこで市町
村間にも不均衡がございすし、そ
れからまた資産間にも不均衡がある、
これを直さういふやないかといふのが
出発点であつたわけでございます。

従つて、さういふ意味合いから、調査
会の答申では、農地につきましては従
来の収益還元方式を改めて、これを売
買実例価格から出発する方式に切りか
えろ、ただし農村におきまるところの
売買実例といふものは正常取引価格で
はない、そこでこれにつきましては、
平均収益額の限界収益に対するいわば
限界収益補正と申しますか、さういふ
もので補正をする、さういふやり方で
再評価をし、さういふ答申になつて
おるわけでございます。私どももさう
いふ形において、農地の売買実例価格
から不均衡な要素を差し引いただけで
も必ずしも適当でない、そこでさうい
う補正をいたすことによつて収益率に
よる、いわば収益率の補正をそこへ
加えていく、さういふやり方でやつて
いく方針をとつております。

この結果でございすけれども、当
然税率調整の問題も起つて参ります
けれども、農地につきましてあまり今
ここでどうなるというのを申し上げ
る段階でございせんけれども、私ど
もとしては、その持つ性格上、さうむ
ちゃな事態が起ることといったようなこ
とは考えてもおりません。
それから地域社会の動向という御
質問でございまして、これは先ほど
申し上げましたように、地域社会にお
きまます税負担の均衡の問題もござい
すし、資産間の均衡の問題も両方込め

てこの際は正をしろ、さういふことで
ございまして、その線に従つてやつて
おるわけでございます。

○門司委員 だんだんわかつてくるよ
うに思つた。さういふ少しかかりた
いと思つた。農地の、ことに
農地の問題に関する限りは、私はこれ
を売買価格と見るべきではないとい
ふ一つの基本原則を立てるべきだと思
います。今日の農地は売れないのであ
ります。農地はある制限を受けており
まして、広さによつて都道府県知事の
許可、あるいは少し大きければ農林大
臣の許可を受けなければ転用はできな
いことになつております。従つて、農
地の売買価格といふものが中心になつ
て固定資産税が議論されるということ
は、議論としては少し行き過ぎだと思
います。実態としてはあるいはさうい
うことがあるかもしれませんが、さうい
う理論の立て方としては少し行き過ぎ
じゃないか。あくまでも農村の場合に
収益を中心としたものの考え方の方が
正しい、私はさういふ考え方を持つて
おりますが、さういふ点はどうかで
すか。農地に対しては、あくまでも
はり収益還元方式をとつてきめるとい
うことが、私は農地の固定資産税の場
合は正しいのだという見方は実はさ
うでございます。なぜかと申しますと、さ
う申しましたように、売買は一応禁じ
られておるのが建前なんです。さうい
う建前であるにもかかわらず、政府は
いや売り値がさうだからさういふこと
に、これは売つてもよろしいとい
ふ形が出てくるのであります。その辺
のものの考え方を、私はもう少し政府
として明らかにしておいていただきた
いと思つた。だから、農地に関する

限りはやはり収益還元方式をとるのだ
という形に戻ることはできませんか。
○柴田政府委員 土地の評価をどうす
るかという基本問題がその奥にござい
まして、土地に対する評価といふもの
に何か近づいていくか、そのアプ
ローチとして売買実例価格から出発を
する、さういふ方式に統一をして、農
地もその他の土地も、全部均衡をとる
ようにしたいというのが調査会の主眼
であると思つた。しかし農地につき
ましては、おつしやるような問題もあ
りますので、そこで先ほど申しました
限界収益補正と申しますか、さうい
う補正をして特殊性を表わしていきた
い、さういふ考え方でありまして。

○門司委員 さういふ問題になつてく
るのは、農地としてのものの見方と、固
定資産税全体との関連性をどういふ
ふうに見るかということ。農地の場
合は、土地自身についての売買価格は
さういふこと、財産であること
には間違ひはない、しかし土地自身と
いふものから実態はさういふ値打が
出てくるかどうかということについて
は、私は疑問があるものであります。な
ぜかといふと、土地、ことに農村
の土地は、土地自身がじつとしてお
つたものでは三つの価値もないのです。や
はりその上に農民の努力が加わらな
ければならない、あるいは肥培管理を
しなければならぬ。収益を得ようとい
ふのはさういふものが加わつてきて、初
めて土地の価格といふものが出てくる
のであります。さういふものを加えて
も、なおかつ十石とれるところと三十
石しかとれないところがある。農村の
土地の価格といふものは、それによつ
てきめられる。だとすれば、この農地

自身が、社会的環境というよりな形で都会の土地で定められるのは私は非常な相違を持つておると思うのです。都会の場合には、何れ地主さんが土地の上を耕さなくても、骨折らなくたって都市の発展過程の中で自然にその土地の価格というものが出てくる。農村の場合にはそうじゃないと思う。従って同じ土地だといつても、農地の固定資産税を評価する場合と、都会における土地の評価の場合とは、おのずから異なつた見方をするのが私は正しいと思う。そういう面から考へてみて、固定資産税とかみ合をせざるを得ないといふは、固定資産税の中にある、いわゆる事業の用に供してある機械とか器具とかいふものも一つの財産であり、一つの物であることに間違ひはない。しかし、機械といふものは稼働しなければ収益といふものを上げ得ない、非常に高い一つの価格を持つておるが、ほんとうにその価格としての価値は、いわゆる稼働によつて初めてこれが生まれてくる。農村の土地は、私は考へ方としてはそう変つた考へ方ではない、考へ方としてはそう大して違つた考へ方ではない、考へ方ではない。そうするならば、農村の固定資産税については、税率を下げるか、あるいは価格全体についての免税点を求めるか、いずれかの形が行なわれなければ、土地自身が農村の勞力によつて初めて収益を生む価値のあるものの間の均衡がとれなくなると思ふ。そういう点についてどういふ考へてあるか、一応聞いておきたい。

○柴田政府委員 先生のおっしゃるところはよくわかるのでございますが、土地全体の評価の均衡という、資産の

中の均衡を保つという意味から、適正な地価を求める出発点として売買正価といふものを出発点にすべしというのが答申の態度でございまして、それをきめます場合にはお話しのような御議論もあり、いろいろ激しい議論があつたやうでございまして、私はその当時おりませんでしたけれども、聞きますといふ激しい議論があつた。結局適正な地価を求めるというその最初の出発点をどこに置かうかということにつきまして、少なくとも農地も含めて土地全体について売買実例価格といふものから出発して適正価格を求めるのだ、こゝういふ方式によるのが一番いい。しかし御指摘のように農地については特殊事情があるものですから、その特殊事情は十分反映させるような方法を講ずべし、それと限界収益率による補正、こゝういふ形によつてこれを求めたのでございまして、答申の趣旨を尊重して作業にかかつておるわけでございます。なお、しかしそれだけでは、限界収益率だけでいいか悪いかという問題も一つ実はございまして、たとえば積雪寒冷地帯の問題その他の問題もあるわけでございます。そういう問題につきましてはなお慎重に検討して参りたい、かように存じております。

○門司委員 私が申し上げておりますのは、これを農家の実態調査の中からずつと引き出して参りますと、各府県別の調査が――きょうは持ち合わせておりません。大きいだけしか持つてきておりませんので、こゝで数字を全部覚えておりませんが、方面別にこれを見て参りまして、固定資産税の面で小農と大農との開きが非常に少ないのであります。一々各地方別に数字を

あげてもらいたいというのなら、これから申し上げてもちつとも差しつかえありません。きのういただいた農林省の統計でありますから、大体間違ひないと思ひます。これをずつと調べてみますと、たとえばこれは北九州であります。北九州の例をとつてみますと三反未満のこゝろ小さな農家の固定資産税が三千五百八十九円になつておる。二町以上を持つておる富農のところでは、二町と三反未満でわすかに一万九千三百九十六円という数字が出ておる。二町と三反未満でないはずのものがこゝういふ数字しか出ていない。六倍ちよつとの数字しか出ていない。こゝういふ面が如実に出てきている。これは各地方別にずつと読んでみますと、大体似たような数字を持つております。南関東においても同じことであつて三反未満が二千八百三十円納めて、二町以上が一万七千八百九十円しか納めていない。農村の固定資産税といふのは大体田畑と家屋にかけられておると思うのですが、十分の一の農家の固定資産税と、その十倍の経営能力を持つておる――収益といふのは全然別ですよ。土地の広さだけで、富農や貧農といふことは別にしておき、こゝういふ税金が明らかに出てきておる。そうすると、どう考へてもやはり小農といふか、少ない方に税金がよけいかかつておるやうに数字が明らかに物語つておる。これは全国みんなそうなんです。こゝういふ問題を見ても、固定資産税についてはもう少し少し、特に農村の固定資産税については配慮する必要があるんじゃないか。今のお話のように、同じものだからということと同じようにやつていくとおかし

いのじゃないか。むしろその範囲で控除なり何なりをもう少しはつきり見るという態度が望ましいんじゃないか、こゝういふふうに考へるから実は聞いておるのであります。税の均衡と、こゝうおっしゃるから、税の均衡なら直してもらいたい。そういう点はどうなんですか。あなたの方にもこゝういふ統計はあるでしょう。農林省だけが持つておるわけじゃない。

○柴田政府委員 よくわかるのでございますが、この出発点だけを同じにしておるわけではございませんで、従つて、農地についてはその特殊性から、特殊の補正方法を考へる、こゝういふ基本的態度で進んでおるわけです。お話しのようにいろいろな問題が多々残つていて、こゝういふ問題は多々残つていて、従つて答申で指摘してあります。収益的な補正だけで済むのか、済まぬのかという問題もあるわけでございます。十分お話しを聞いて、決意をいたしました。慎重に評価基準の決定をいたしたい、こゝういふ態度で進んでおります。

○門司委員 非常にくだいようですけれども、農地の問題は、年々こうなつてきているわけではないのです。二十八年ごろからの統計がずつと出ておりますが、毎年の統計がこゝういふ数字が出てきておる。だからやはり農村のこゝういふ小さな土地しか持つていない人は、非常に割高な税金を納めておるといふことは事実上明らかになつておる。従つて、そういうものについて、私はどこでこれが調査されておるか、調査の基礎がどこにあるかわからないが、もし自治省にもこゝういふ統計があるとするならば、この際一つ指導

される立場としては、こゝういふ村内において不均衡の少ないように鋭意配慮願ひたいと思ふ。これは自治省のこゝういふ、税の均衡をやつていこうとするのには、こゝういふものは統計的にこゝういふ形で現れないやうに一つしておいていただきたいと思います。

それから次に聞いておきたいと思ひます。これは、住民の税負担の問題の全体の問題であります。これについて統計をずつと読んでみますと、少額所得者ほど非常に大きな額の税金を納めておる。それからこれが国税と地方税との関連を見てみると、こゝういふ開いておる。今申し上げましたやうな、たとえばこれに書いてある数字をそのまま私も一応の正しい数字として見て参りますと、国税全部を、たとえば所得税あるいは山林所得であるとか、相続税であるとか、再評価の税金であるとかいふやうなものをずつと加えてみて、国税でたとえば全府県の平均といふものが三千三百八十五円という数字が出ておる。ところがこれが県税になつてくると七百七十九円というものが出てきて、そして市町村民税では一万五千七十二円という数字が出てきておる。農村の場合には地方税の中に一つの事業税を掛けておる。それから形の上からいけば、私は地方税の方が少なくてもいいんじゃないかといふやうな気がする。事業税を掛けてないといふことと、それから農村には所得税を納めておる人が非常に少ないのでありますから、農村の統計をとるからこゝういふものが出てきたんだという議論もあるいは成り立つかもしれないが、私の感じでは必ずしもそうではないのではないかと感

じがする、国税と地方税との均衡から考へて参りますと、特に農村の課税というのが非常に大きくなつておる。重たい形が出てきているように見受けられる。この辺を自治省はどういうふうにごらんになっておるか、国税と地方税との農民の負担区分の関係をどういうふうに見ておられるか、都会との開きがどういうふうになっておるか、調査されたことがございますか。

○柴田政府委員 その辺のところを総合的に検討をする必要があるということをおもひ感じておるわけでございしますが、まだ調査したことはございせん。ただ全体の傾向として市町村に参りますと、農民の場合をつかまへますと、非常に市町村民税の負担が多くなつておるというところはわれわれも承知しておるわけでございします。特にそういう農村に参りますと大体第二方式、住民税につきましてはたし書き方式をとり、しかも超過課税をやつてゐることが多々ございしますから、その分については負担が重くなつてゐる、かように感じております。その合理化について、どうするか、せつかく検討中でございします。

○門司委員 その次にもう一つ聞いておきたいと思ひますことは、住民負担の中で、租税といふゆる公租公課といふものの関係です。これをどういうふうに見ておられますか。これは実は農村には、力というか、農民にとつては同じような作用をするものでありまして、公租としての税金と公課としての負担金——寄付金は別です。公課の中に寄付金が入るといへば入れてもよろしいと思ひますけれども、この割合は一体どういふふうに見ておられますか。

○柴田政府委員 それを統一的に調べたものは実は持ち合わせておりません。おりませんけれども、農村の場合を考へますと、いわゆる公課といわれ受給者負担的なものが相当多いといふことは、察するに余りあるものであります。と申しますのは、土地改良その他のつきまして、相当農民負担の受益者負担金を徴収されておるだらうといふことを考へるのでございしますが、公課の場合でも受益者負担的なものは、ある程度はいたし方がないので、なかろうか、このように考へる次第でございします。税外負担をどうするかという問題がそのほかにあるわけでございしますが、税外負担につきましては、前々からここで政府側からいろいろお答へ申し上げておるうちに、その解消はなかなかかはかしくございせんけれども、これは当然解消に向かつて邁進する、かように考へておりますが、受益者負担的な公課につきましては、ものによつてある程度のもものはやむを得ぬのじやないかというように考へております。

○門司委員 その問題ですが、実はきょう時間がゆつくりあれば、全部統計を聞いて、もう少し議論してもよろしいかと思ひますが、時間もそうないやうでありますから、こまかい議論は避けて参ります。

この中で、私は非常に驚くというよりもむしろ奇異に感じておるのは、市町村の割当寄付といふものがどこにもあるのです。これはちゃんと書いてある。それからその次に書いてあるのが学校関係の寄付、消防団割、公民館割、道路修繕費、農業委員会費、民生事業寄付、その他の市町村寄付、こ

う書いてある。これはある場合にはありましよう。今のお話のように農業団体がたくさんありますから、たとえば農業団体の費用としては農業共済組合の負担金であるとか、あるいは森林組合の費用であるとか、農業協同組合の費用であるとか、たばこ耕作組合の費用といふように、事業目的を持つ一つの問題があることは事実であります。ところが、この中で見のがすことのできないのは、今申し上げましたようなものと、さらに部落協議費といふものがやはり書いてある。ずつとこゝろいう関係を参りますと、税金の方もその通りであります。さつき申し上げましたような住民の経営規模の形からこれをとつて参りますと、小農の方が非常に大きいのであります。富農になるほど割合は非常に少ない。これはさつきの数字でも申し上げた通りであります。これは南海であります。南海地方の統計を見ても、三反未満のところ、国税と地方税を総合して五千七百八十九円という数字が出ております。そうして一番上の二町歩以上の耕作面積を持つておる諸君が三万六千六百九十五円という数字しか出ておらない。これは例の国税、地方税を通ずる大体の割合であります。これは国税だけをとつてみますと、国税の方では、三反未満が六百二十六円しか納めておらない。そうして、二町歩以上のところが大体三千三百八十六円納めてゐる。ずつと下になつていくと、地方税がどうなつてゐるかといふと、地方税の方の総計を見ても、県民税の総額がごく小さいところでは百七十四円になつて、これに市町村民税が四千九百八十九円ということでございます。

す。これは大体五千円をちよつとこへる数字になつておる。これが二町歩以上のところに出て参りますのは、県民税が二千九百八十四円、市町村民税の限が三万一千円という数字である。これは両方加えて参りまして大体三万三千元程度。その間ずつと規模別に一、二、三、四、五、六、六つの段階に分けてありますが、大体似たりよつたりの数字が出てゐる。そうすると、さつき阪上委員からお話がありまして、たゞの必要も少し少額所得者といふことが当たるかどうかといふことは別にいたしまして、農業経営の形からいって、経営規模の小さいものほど割高な税金を納めてゐるというふうにはつきり数字が出てゐる。一体この辺をどういふふうにかへられてゐるか。都会の場合は、家外という問題は少ないのであります。所得に多くは関係ないし、農村では何といつても経営規模といふものが一つの大きな問題になつております。しかも市町村民税、県民税といふものは、大体収益に課する。所得税的なものは少ない。主として土地のやうな、固定されたものに税金がかつてゐる。だとすれば、やはり小規模のところは小規模なりに、大規模のところは大規模なりに課税あるいは徴収されるのが当然だと考へる。収益に課する税金はほかでとつておりますから、国税の方に移管されてゐるから、ここにはあまり現れてこないでしやう。にもかかわらず、こゝろいう数字に現れてゐるのを自治省はどういふふうにお考へになつてゐるか、これを是正するつもりはないかどうか、もし是正するつもりがあるならばどう

いう形でこれをなされるか伺いた

○柴田政府委員 お話の計数の基礎になつてゐるものを少し検討いたしたいと、今お話を伺ひながらさうに私は感じたのであります。ただ、地方税の場合は、農村の方に行くに従ひまして、どうしても負担の差が縮まつていく傾向を持つのは、地方税の性格上ある程度やむを得ない。また、地方税であります以上は、ある程度さういふ負担分任的な色彩を持つのもこれまたやむを得ないと思ひます。しかし、御指摘のうちに、それがあまりひどい形になつておることは、私の考へますところでは、どうもそれは住民税じやなからうか。あるいは固定資産税の評価の問題もそこにあるかもしれせん。さういふやうな問題につきましては、住民税、固定資産税ともに現在問題になつておるすし、その改善の方向に向かつてわれわれ努力しておるわけであります。あまり税の負担の妙なかけ方は当然是正すべきものだといふふうにかへておる次第であります。

○門司委員 理屈を言うよりですが、農村に行けば行くほどさういふ形の出てくるのは当然のやうなお話ですけれども、私もある程度のもものはさういふ形が出てこようかと思ひます。同時にまた、地方行政自身を考へてくれば、さういふ問題が出てくる意味において、は差しかねないか考へる。やはりたゞくさんものを持つてゐるところ、あるいは力のあるところ、設備の十分、行き届いておるところは税金が減ぜられてきて、設備のないところ、これからやろうとするとこゝろはどうしても過重

九

いうことはやめておいてもらいたい税金を試験中でとられては国民はかないません。それだけは一つやめておいてもらいたいと思う。いいか悪いかと、いうことは議論がありましようけれども、しかし実際は去年の県会からこととしの県会を通じて、住民税をもとに戻せという意見もかなり私はあったと思います。どこの県会でもかなり議論されています。しかし当局側の答弁は、おそらくさっきの自治省の答弁のように、所得税の付加税みたいな形になつておるから、これを通算すれば幾分か減つているという妙な答弁で終

わつてゐる。これでは住民は納税しないのであります。やはり国税は国税としてのあり方、地方税は地方税としてのあり方でない、両方ひっくり返つて安くなつておるからお前たちはいいのだというのを言われても、私は住民は納税するものではないと思ふ。こ

とに県民税の場合は、従来からなかつた小額所得者まで税金が及んでおるわけでありませう。この点を試験中と政府が言ふなら、一つそういう悪い試験の結果が出たといふことで、直ちにそれは直してもらいたいと思ひます。そのほかの問題についてもう一つだけ最後に聞きたいと思ひます。

税制配分の問題について、国と地方との税制配分について、政府は、今どういふふうに自治省としてお考えになつておるか。これもただ単に税制調査会の答申を待つといふようなことで逃げないで、私は自治省は自治省としてのもの考へ方がなければ、税制調査会の答申を受けて立つときにお困りになるだらうと思ひます。その辺のお考へはお持ちになつておると思ふ。やはり同じように検討が進められておるはずだと思ひます。だから国と地方との税財源の配分についての自治省の意見を、この際一つ最後に明らかにしておいていただききたいと思ひます。

○藤田政府委員 最初の試験しているという言葉を、これは懸念を欠いておると思ひますので、訂正いたしまして、実施中であるといふふうに御了解を願ひます。

それから税制、国税、地方税、どういふふうに今後分けて運営していくかという質問でございますが、先般発足いたしました第九次の地方制度調査会

におきまして、この問題を議題にいたしまして真剣に討議をお願いするといふことになつております。税制調査会と地方制度調査会の審議の状況を勘案いたしまして、政府としての態度もまだ固く固めていきたい、かように考えております。

○門司委員 そんなことはだれでも言えるのであつて、もう少しきつては突っ込んだ話が聞けるなと思つておつたのです。そうしませんが、税制については私はいろいろな問題があつてかと思ひますので、今まで課題になつてゐるのがたゞさんあるのです。だからそういう答弁なら、一つ一つの税目について私は聞いてもよろしいと思ひます。どうなるのかかなり時間も長くなるだらうと思ひます。問題にもなつて、参りますから、それでは私は最後に、今の答弁をあまり追及しないで、心がまえだけを聞いておきますが、心がまえとして私は自治省に望みたいのは、こ

ういふことです。いろいろ政府の池田さん所得の格差をなくすると言つておられますが、所得の格差をなくする一つの政府の権力による行政措置としては、税制であります。税制であつて、これはコントロールができるのであります。所得の格差と同時に生活水準の格差をなくしていくといふことは、これはやろうと思へば政府は幾らでも、このことに関する限りはやる一つの手段であります。物価を下げるとか、賃金を上げるとかいうことは、非常にむずかしいかも知れない。しかし政府が、税制の面でこれをコントロールしていかうとすれば、ある程度できるのではないかと。低額所得者の税金をはずして、高額所得者にその分

を持つていくといふことになれば、それだけ格差が縮まるわけでありませう。だから池田さんが言つておるうちに、また政府自民党が盛んに宣伝をしておりませうに、国民の生活水準の均衡化を保つていくとするには、一つの大きな格差の是正に税制が役立つわけでありませう。従つて、自治省の税制改正の方針としては、私はやはりそういう方向に向けられるべきだといふことは、これは今の自民党でそう言つておられますし、また池田さんもそう話をしてゐるから私は申し上げるのであります。これが当然だと思ひます。その場合に於て参りますのが、いろいろわれわれが従来から唱えておりました、たとへば農村の固定資産税の問題として考えられる立木その他に税金がかけられないかどうかといふこと。非常に大きな財産を持つておる、その財産を処分するときは、所得税をかけるからいいじゃないかといへば、これはそれまでであります。しかし一つの問題として大きな問題があげられておる。それからもう一つの問題は、多数の不特定の諸君から集めた火災保険その他の金といふものが営利会社の資本、資産に還元されつつある。こういうところには税金をかけたからといつて大して怒る人はない。山林地主の諸君が怒つてみたところで、一億の国民の中から見ればごくわずかな人ただ。また保険会社の諸君がぶつぶつ言つてみたところで、保険会社の数もきわめてわずかです。しかも、これについては市町村はかなり大きな消防施設で負担をしてきておるのでありますから、そういう負担を軽減することのために、

税によるコントロールである程度住民、国民の所得の格差、生活水準の均衡化をはかつていくことが容易に行なわれることだと思ふ。地方税の中で、そういうものがあるとは思ひません。こういう問題について政府はどういふふうにお考えになつておるか。一応この際二つの税金についてのお考えを一つ聞かせてもらいたい。

○藤田政府委員 御指摘の通り地域あるいは所得、人による格差を是正するといふことは、一つの当面の政治の大きな問題であると思ひ存じております。この格差を是正するために、税制が非常に大きな作用をするといふことも、全く同意でございます。この点に關しましては税務局長から補足答弁すると思ひますが、自治省におきましても鋭意検討をしておる点でございます。

○柴田政府委員 ちょっと補足して申し上げます。税源配分の問題につきましては、地方税の問題の合理化を考えます場合には、当然つきまとう問題でございます。私どもは、事務配分との関連もございませうけれども、事務配分の問題を別にいたしまして、先ほど来御答弁申し上げましたように、国と地方との間で、積極的に税源を国から地方に移すような形で検討いたしてみたいと思ひ存じております。御指摘の立木課税の問題、これもずっと検討いたしておりますが、これには少しむずかしい課税技術上の問題がございまして、まだ解決に至つておりません。また消防施設税の問題につきましても、いつかこの席でお答え申し上げました通りでございます。

税によるコントロールである程度住民、国民の所得の格差、生活水準の均衡化をはかつていくことが容易に行なわれることだと思ふ。地方税の中で、そういうものがあるとは思ひません。こういう問題について政府はどういふふうにお考えになつておるか。一応この際二つの税金についてのお考えを一つ聞かせてもらいたい。

○永田委員長 他に御質疑はございせんか。——なければ本案についての質疑はこれにて終了いたしました。

○永田委員長 これより本案を討論に付します。

討論の申し出がありますので、順次これを許します。高田富興君。

○高田(富興)委員 私は自由民主党を代表いたしまして、地方税法の一部を改正する法律案に賛成の意を表するものであります。

国民の租税負担の軽減合理化という見地から、今後とも従来に引き続いて住民負担の軽減合理化に努めて参る必要があることは言ひまでもありませんが、地方財政の現状は逐次好転しつつあるとはいへ、今なおその行政の水準は低く、住民の要望にこたへて措置すべき問題が多々残されてゐることも看過できないのであります。のみならず、地方税制に關する根本的な改正は、国、都道府県、市町村のそれぞれ事務配分と、これに対応する財源配分とにかかつておるのであります。な

お、現在の国と地方公共団体との財源の配分がはたして妥当なりやというような根本的な問題の検討も必要とするのであります。これらの問題と国民の負担力その他の事情とを勘案いたしまして将来の問題として大いに検討を加へる必要があつたと思ひます。現在のところは住民負担の現状を把握するとともに、地方財政の現実に立脚してその実情に即して行なうことが肝要でなければなりません。

そこで本案、すなわち今回政府提出にかかる地方税法の一部を改正する法

案、すなわち今回政府提出にかかる地方税法の一部を改正する法

律案を見ますのに、本案は、明年度の

の税収入に大幅な伸びが期待できない
反面、歳出に多くの増加要因が存して
おることなど、地方財政の実情を考慮
して、国が必要なる財政措置、すなわち国
民健康保険に對する国庫負担の増加、
たばこ消費税の増率等の措置を講じま
して、最も負担軽減の必要がある低所
得者に対する負担を主として軽減する
こととして、国民健康保険税の軽減を
初め、電気ガス税の税率の引き下げを
はかることのほか、狩猟制度の改正に
即応した狩猟者税の合理化を初め、固
定資産税、不動産取得税、自動車税等
について負担の均衡化、合理化のため
所要の改正を加えようとしておるもの
であり、かつ住民税につきましても、
昨年度の地方税法改正によって、昭和三
十八年度から約百三十億円の減税が原
則としては実現せられ、相当額の住民
負担の軽減がなされるのでありまし
て、きわめて適切、妥当なものと言わ
ざるを得ないのであります。また、地
方税の徴収制度に関する改正部分につ
きましても、社会の進展と、従来の運
営の実情にかんがみ、国税の改正に準
じて、所要の改善、合理化をはかりう
とするものであり、納税義務の円滑な
履行と税務行政の合理的な運営に資す
ること、大なるものがあると考えられ
ますので、これまた時宜に適した改正
と断じてよいと思ふのであります。し
かしながら、この改正は改正として、
地方税制の現状には、住民税、固定資
産税、電気ガス税等についてなお合理
化を要する点が少なくないと考えられ
ますので、政府においても、これらの
諸点について、なお特に今後とも十分
な検討を加えられんことを要望いたし

まして討論を終わります。

○永田委員長 太田一夫君。

○太田委員 私は日本社会党を代表い
たしまして、ただいま審議をされまし
た地方税法の一部を改正する法律案に
対しまして、反対の意を表明いたした
と思ひます。

まず第一は、住民負担の軽減、合理
化に政府としては今まで努めてきまし
たけれども、という前置きが本案案の
提案理由の説明の中にあります。しか
し今まで政府は軽減に努めたよりは、
増税に努めた点の方が顕著でありまし
て、今年度の県民税の大幅引き上げに
見られるごとく、それは逆の傾向をた
どつておると思ふのであります。

さらに政府は、国家的要請によつて
地方の行政水準の向上をはかる必要が
あるけれども、明年度の増収は大幅な
伸びがないから、電気ガス税と国民健
康保険税の減税にとどめたと言つてお
りますが、これでは住民はますます重
税と低水準生活に束縛されることを余
儀なくされるのでありまして、本年度
のこの法改正には、希望が持たれない
といふことを特に指摘しなければなら
ないのであります。

昨十三日中山税制調査会会長は、本
院の大蔵委員会に御出席になり、参考人
として意見陳述をなさいましたが、そ
の中で政府の所得税減税が物価高をカ
バーできず、逆に増税となるであろう
ことを批判されたのであります。減
税が行なわれた所得税であつてすらそ
うでありますから、地方税におきまし
て電気ガス税の一分減税などが地方住
民の要望にこたえられないといふこと
は、自明の理であります。従つてわれ
われとしましては、不当に高い住民税

の軽減をほうりつぱなしにしてしまつ
てゐる政府の方針には、大いに反対せ
ざるを得ません。とりわけ県民税に対
しましては、本年度は増税を顕著化す
るおそれさえあるものでありまして、今
日その対策を講じない限り、住民の怨
嗟の声を解消させることはできないと
思ふのであります。市町村民税は、昨
年改正しました方針によつて、本年度
階別に若干の減税となる見込みではあ
りますけれども、本文方式はすでに死
文化してしまつて、さらに高い税金
となり、たゞし書き方式を採用する市
町村が全市町村の八二%に及び、さら
に超過税率をとつてゐる市町村は、そ
の中の半分もあるといふ実情にわれわ
れは目をおおつてはならないと思ひま
す。負担分任といふことは常に言われ
ておりますけれども、それは均等割と
いふ分担方式がありまして、それに
よつて解決をされておると思ふのであ
ります。所得割は担税力に応じて課す
べきであつて、従つてこの際政府は住
民税の大幅軽減の方策を講ずる必要が
あります。しかるにそれが今度の改正
ではいささかも盛り込まれていないと
いふのは、遺憾千万と言わざるを得ま
せん。

また固定資産税に至つては、米年度
の評価がえによつてこれまで大幅引き
上げが予想されてゐる、そういうおそ
るべき情勢を生んでおるのであります
が、従つて農民の長年の念願である農
地、その中の田畑の減税を踏み切れな
かつたのは、やむを得なかつたのであ
りましよう。しかしそれは踏み切れな
かつたのは大幅増税の前触れではな
いかといふことをわれわれは感じます。
固定資産税におきまして、標準税率

一・四%をこえて課しておるのは、実
は大都市でなくて地方の市町村である
ことは御承知の通りであります。従つ
て地域格差の解消を考えるべきとき
に、残念な現象が出てきておるのであ
りますのに、この点を本改正で放置し
たまふのである。

それから小規模事業者に対する事業
税に至りましては、納税者のうち所得
七十万円以下のものが九〇%を占めて
おるといふ実情に對しまして、これが
顧慮されておらない、低所得者層の対
策としてでも基礎控除の引き上げは当
然本改正において講ずべきであつたと
思ふのでありますけれども、これがな
されておらないのは遺憾と申さねばな
りません。

減税は地方財政を弱体化するといふ
ような錯覚があるようでありまして、
逆に消防施設等の創設というよりな合
理的財源の生み出しの措置は早くから
いわれているにもかかわらず、いまだ
に成案を見ておりませんのは、政府に
はたして地方財政強化の熱意があるか
どうかさへ疑いを持たせるものであり
ます。また負担分任の精神から考へて
みましても、応能的立場から見まして
も、株式配当等に対する地方住民税の
軽減特例等などは、この際廃止すべき
ものではないかと思ふのであります。そ
れがことさらに見のがされております。
百五十万円の株式配当を得るものは住
民税は均等割程度になるといふ不合理と
矛盾とを、この際勇氣を持って是正す
べきではなかつたのでありましよう
か。

われわれは政府が地方住民の福祉や
生活水準の向上に意を用いてゐる限り
減すべきは減する、減すべからざるも

のは減じないといふ断固たる方針を立
てる必要があらうと思ひます。そして
さらに進んで学校、警察、消防と道路
建設に關して行なわれておる寄付金、
分担金の重圧から住民を救ふ熱意を示
す必要があると考えるのであります。
以上の諸点について政府案には不満
の点が多々あり、とうてい本案をもつ
て是とすることはわれわれとしてはで
きないのであります。従つて、わが党
は本案には反対をし、政府の心機一転
による一その減税対策の立法化を強
く求めまして、本改正案に對して反対
をいたす次第であります。

○永田委員長 門司亮君。
門司委員 民社党を代表いたしまし
て、反対の意見をごく簡単に申し上げ
ておきたいのであります。

提案されております法案の内容は、
政府の一つの自慢とまでは申し上げま
せんが、考え方の中にある電気ガス税
を安くした、そのかわりにたばこ消費
税をふやした、こういうことがこの税
法の中の一つの政府としての自慢のと
ころではないかと実は考えるわけであ
りますけれども、これらの問題は、単に
地方の財政の關係から申し上げて参り
ますと、穴埋めをしたにすぎないとい
うだけでありまして、税制改正としてこ
れが取り上げられる大きな問題では実
はないと考へておる。もとより私も
は、この電気ガス税につきましても、
この免税点をもう少し引き上げるべ
きだといふ主張を持ち、さらにたばこ
消費税については一・四%引き上げて
穴埋めをするといふことでなくて、こ
の際政府は、もう少し思い切つてこれ
を上げなかつたか、そして地方財源
を充実させなかつたのか。従つて、政

府のこの法案提出の最も大きな課題の一つである電気ガス税の二割の減税に對するたばこ消費税の増額というの、一方をやめたから一方を増額したんだという、話だけはよろしいかと思ひますが、実質的には何にもならない一つの行き方であつて、地方住民の負担を軽減するということにはむしろほど遠いものだといふことが考えられます。

それからもう一つの問題は、当然自治省も十分承知しておるだろうと考えられる、先年改正されたというよりも、むしろ改悪された県民税の問題を、そのまま放置されておるといふ事実であります。このことは、あまりにも国税に追従し過ぎた、地方自治体のきわめて卑屈な、あるいは劣等感に基づくものと考え方であると私は考えざるを得ないのであります。自治省がほんとうに地方財政のことを考え、地方住民のことを考えるならば、私は国税に追従するやうな態度はこの際とるべきではないといふことが考えられます。

その他の問題につきましても、提案されております条項の中には、われわれが大きな問題として取り上げて議論するほどの問題は何らございせん。たとえば国民健康保険税を少し安くしたからといつておりますが、これについてもまだこの程度の国民健康保険税の減税では、実際の地方自治体の運営というものは非常に困難ではないか。政府が負担すべき事務費その他はそのままの姿に置かれております。こういう形のもとは、一部住民に對する減税をしたといひながら、地方財政に對してはより以上大きな赤字を押しつけ

る矛盾が出てきやしないかというやうなことが一面考えられる。

その他の問題は、手続上の問題でありまして、別段議論すべき問題ではないと思ひます。

こゝういふ点をすつと勘案して参りますと、非常におおきな、きわめて意味のない税法改正であつて、われわれの考える税法改正とは非常にほど遠いものであるといふことを指摘せざるを得ないのであります。

以上はきわめて簡単であり、かつ抽象的でありまして、以上の理由によつて本法案に反對の趣旨を表明いたします。

○永田委員長 これにて討論は終局いたしました。

これより採決いたします。

地方税法の一部を改正する法律案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○永田委員長 起立多数。よつて、本法案は原案の通り可決すべきものと決しました。

なお、ただいま議決いたしました法律案に關する委員会報告書の作成等につきましても、委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○永田委員長 御異議なしと認め、そのように決しました。

○永田委員長 次に、地方交付税法等の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

本案についての質疑は前回において終了いたしましたので、これより本案を討論に付します。

討論の申し出がありますので、これを許します。田川誠一君。

○田川委員 私はただいま議題となつております地方交付税法等の一部を改正する法律案につきまして、自由民主党を代表して賛成の意見を述べたいと存じます。

昭和三十八年度分の地方交付税は総額五千四百九十八億圓に達し、三十七年度分当初に比へますと九百十九億圓と大幅に増加しております。また明年度におきましては道路整備事業、農業基盤整備事業等を初めとする各種公共事業費、生活保護費、失業対策費等の社会保障関係経費などが相当に増加しております。このほか、昨年から実施されました公務員の給与改定や地方公務員退職年金制度の実施などによる給与関係費の増加もございします。このやうな国の予算や制度の改正に伴う地方団体の財政負担の増加及び交付税の増加に對応いたしまして、交付税の算定に用いる基準財政需要額を増加させる必要になつたのであります。また高校急増対策事業につきましても、三十七年度に引き続き所要額を基準財政需要額に加算する取り扱いとする必要にもなつて参りました。

そのためにこの法律案が提案せられたのであります。その内容も道路費、都市計画費など投資的な経費と、生活保護費、失業対策事業費などの社会保障関係経費の単位費用を引き上げる、と同時に各経費を通じ給与改定等に伴う給与関係経費の増加に伴う単位費用の引き上げとか、市町村分の小中学校費の単位費用の大幅引き上げなども行なつてゐるのであります。また高校急増対策につきましても、三十

七年度と同様、三十八年度分におきましても基準財政需要額への加算する方が途が講ぜられております。これらの単位費用の引き上げなどによりまして基準財政需要額を増加させることは、明年度の国の予算や地方団体の関係のある制度の改正に對して当然必要とされるものであることは申すまでもありません。一部には交付税の繰入率を引き上げるべきではないかという意見もあつますが、国税の増収に伴ひ交付税の総額も大幅に増加しております。また地方税の増収と相俟つて毎年度の基準財政需要額の増加がはかられておる現状を見ますと、地方財政の状況もすいぶん改善されてゐるものと考えるものでありまして、地方行政の水準はより高められてゐると思ひます。こゝういふことはもちろんといたしまして、国庫財政の状況もまあわ

せ考えますならば、交付税率の引き上げを直ちに望むことは非常に困難だと思つております。

以上申し上げましたことによりまして、私は本法律案は妥当と考へ賛成いたしますのでございします。

○永田委員長 太田一夫君。

○太田委員 私は日本社会党を代表いたします。ただいま提案されております地方交付税法等の一部を改正する法律案に反對をいたしたいと思ひます。その理由を申し上げます。

まず一つは、交付税総額に關して非常に不満があるのであります。交付税率はここ数年間据え置かれておりますけれども、経済の発展に伴ひまして、地方団体の財政需要の伸びが大へん著しく、他面昭和三十八年度の地方税収の伸びが従来ほど期待できないといふ

ことや、また地方税の中には住民税ただし書き方式採用団体等、税負担の過重にしてかつ不均衡なものもあるといふことなど、特に地域間の所得格差、団体間の所得格差が依然として是正されない現段階におきましては、住民の税負担は貧弱団体において相対的に重くなつておりました。独立税を強化し

ましては税負担の公平は期し得ないのであります。従つて、交付税率を引き上げるに越したものはないのであります。当然にこの現状から交付税率の引き上げをはかるべきであると思ひます。交付税の総額の内容を見ますと、その中には前年度からの繰り越しを含めて辛うじてつじつまを合はせておるのが現状であります。これはつまり交付税率が低いためでありまして、前年度の財政需要の規模を抑へて翌年度の財政需要をまかなうという結果にほかなりません。従つて、今後はあるべき行政水準に見合ふ適正な交付税率を確保すべきであると考えます。

次に、単位費用に關しまして、二、三反對の理由を申し上げます。

たとえば小中学校の単位費用の算定に用いる教職員定数のとり方でありまして、このとり方が、本改正案によつては変更されまして、従来教育に熱心であつた府県が、その努力を認められないといふやうな不幸な結果にもなつておるのであります。

また、高校急増に伴う臨時経費のための単位費用についても、進学率等を考慮に入れますときには、これまた十分とは考えられないのであります。また、単位費用全般について、いわゆる不交付団体の特別の財政需要が、

これは当然見てよいと思えますけれども、これを見ていないのであります。

大阪市が不交付団体から交付団体になったという事、この際われわれとしては大いに考えなければならぬ問題だと思ふのであります。

また、幼稚園の単位費用の積算等を分析したしてみても、これまた実情に合っていない点を指摘せざるを得ないのであります。

以上の点にかんがみまして、私どもとしては、本改正案に対しては、不満の意を表せざるを得ないのであります。

以上の理由によつて、本案に反対をいたす次第であります。

○永田委員長 門司亮君。

○門司委員 私は民社党を代表いたしまして、この法案に対して反対の意思を明らかにしておきたいと思ひます。

賛成の御意見のように、交付税の総額が相当ふえておることは事実であります。これは何もこの税法改正によつてふえたわけではあります。当然の結果であつて、自慢するほどのものでもなければ何でもない。ただ問題になりますのは、こういう自然増だけでよろしいかどうかということが、この交付税法の論議をいたします場合に一番大きな問題にならうかと思ひます。われわれはかねてから交付税の交付税率を現行の二・八・九を三・〇にすべきだということを主張いたして参つたのであります。従つて、今回の改正は何らそれに触れていないといふこと、同時に改正の内容は、配分すべきいろいろな項目についての数値の移動であつて、これもまた一部の事務的処理と言へば事務的処理として、これ

でよろしいかと考えられます。ただその中にいろいろな内容的なものとして、高等学校の問題がある、あるいは農業改善の事業等に対する問題が含まれております。学校教育というものは普遍的なものは、私は何も反対すべきでないと思ひます。ただ農業改善事業等に対します問題は、これは地域的に限られた一つの事業でありまして、法律は普遍的にできておるようにも思ひますが、実際の本来の性質からいへば、必ずしもそうではない。同時にまた一部分の国民に適用するべき筋合いのものである。もし農業改善事業に対しては皆さんの金が必要とすれば、当然その部面から出さるべきもので、交付税の中にこれを繰り込むということには私はいかかかと考えられるのであります。

それからもう一つ大きな問題は、国税の伸びと地方税の伸びとを勘案して参りますときに、国税は地方税は伸びないのであります。従つて、国と地方との財源の配分をしようとするならば、前段に申し上げましたように、やはり交付税率の増額こそが望ましい姿であつて、この法案の中には何らそういう見るべきものがない、こういうふうに見ても考えて参りますと、政府の意見では、ある程度地域差が縮小されつつあるとか、あるいは個人の負担の差がだんだん狭まりつつあるといふような話もござりますが、実際は私はさういふわけではないのではないかと。むしろ逆に、その内容とすると、国からたくさん仕事を押しつけられて、地方の自治体は独立した財源というものがだんだん失われつつあるといふのが今日の現状だらうと思ひます。

だいたいたしますならば、前段に申し上げましたように、税の配分関係からいつても、地方財政の充実の点からいつても、この際は思い切つてやはり税率自身を増額していくべきでなかつたかといふことが強く考えられて参ります。法案自体の内容はきまり切つた交付税の税額をどう配分するといふだけの問題であつて、別段目新しいものでもなければ、新しく提案されたものでもない。私はこの際地方交付税を論議する場合に、少なくともこういう事務的の、内容の配分よりも、むしろ地方の財政というものを中心に考えた交付税の改正が行なわれることが当然だと思ひます。その点が勘案されていらないところに非常に不満があります。さういふ意味で本案に対する反対の意思を表明する次第であります。

○永田委員長 以上で討論は終局いたしました。

これより採決いたします。

地方交付税法等の一部を改正する法律案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○永田委員長 立起多数。よつて、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

次に、お諮りいたします。すなわち、ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成等につきまします、委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと御答へあり〕

○永田委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

午後二時まで休憩いたします。

午後一時七分休憩

午後二時十六分開議

○永田委員長 これより再開いたします。

警察に関する件について調査を進めます。質疑を許します。宇野宗佑君。

○宇野委員 千第三七号事件といわれるいわゆる千円札の偽造事件に関しまして、当分の御所見をお伺ひいたしたいと思ひます。

このことに関しましては、すでに昨年の夏大蔵委員会で一応質問がなされておりますけれども、しかし今日までの経緯を考へてみますと、私は大体次の三段階にこれが分かれたるのではないかと思ひます。すなわち一昨年の暮れにこの新にせ札が出ましてより、昨年その特徴を明らかにせられまして一般に公表せられた、それまでが第一段階、その特徴の揭示によつて、民間の支援を得られて捜査を進められた、そして本年、先般静岡県におきまして新たなにせ札が出た、それまでが第二段階、従つて静岡の事件を契機といたしまして、警察当局ではいわゆる犯人とおぼしき男のモンタージュ写真を全国に手配されたのであります。従ひまして、これから第三段階ではないか、こういうふうには私は考へます。従つて、すでに新にせ札の特徴が三つもあげられ、なおかつその犯人のモンタージュが出ました以上、世間におきましては、いよいよこの事件も大詰めにきたのじゃないか、こういうふうな憶測が乱れ飛んでおりますし、また私たちが、それが大詰めでなければならぬと思ひます。私自身が一応この委員会を通じまして、警察当局の御所見を伺いたかつたゆへにもまたここにあつたわけでは

が、ついでこの間の新聞の報道、あるいは当局の御所見等を伺つておきますと、私の質問が先か、あるいは犯人の逮捕が先か、このようになことすら考へて準備をいたしておつたのであります。が、残念ながら本日に至りますまで、まだその足取りがわからないといふうな状況であります。

従ひまして、まず第一点といたしましては、率直にお尋ねいたしますけれども、今日までこのにせ札事件に対しては、幾ばくの捜査費をお使いになつたか、それだけをお伺ひいたします。

○宮地（直）政府委員 現在に至るまで、警察におきます活動費といたしましては、約三千二百万円を使つておるのであります。

○宇野委員 今日まで発見されましたにせ札は三百二十五枚でございますが、それいたしましたにせの金にいたしましたとしても三十二万五千円。にもかからず三千万円の捜査費をお使いになつて、なおかつその解決が見られないといふことは、一応まことに残念だと思ひます。

そこで私が第二点としてお尋ねいたしたいことは、警察当局ははたしてこの犯人を逮捕する自信があるかどうか、これをお尋ねいたしておきたいのであります。なぜかならば、大体九月から新千円札が発行され、いよいよ伊藤博文公の御登壇を願わなくちゃならぬといふふうなことにまでなつてしまつたわけですが、新千円札が発行されるとなれば、おそろしく現在用いられておりましたところの千円札の印刷は、ストップされると思ひます。しか

らば、ストップされましたならば、当

ることは、今日かかるとなると、たいてい人の製造であるいは偽造紙幣が、すでに昭和三十一年度に行なわれ、しかもその数が四五〇％というふうなところまでできておるといふことを考えますと、一応警察当局の捜査もさることながら、刑法の面におきまして、私はこれは断固としてある程度改正の意図を持った方がいいのではないかと、いふふうな考えをいたしましたのであります。従いまして、国家公安委員は、それについて、

どういふお考えであるか、また法務当局はどういふお考えであるか、そのことについての御所見を伺っておきたいと思ひます。

○篠田国務大臣 一國の通貨を、行使の目的を持って偽造しても三年以上の懲役です。大体少し輕過ぎるじやないか。その他の選舉法等につきましても、先般の改正で罰則を相当重くしてゐる。大体日本の刑法を見ますと、いろいろな意味で罰則が輕いという感じを私は受けております。しかし法務省としての見解があつたと思ひますから、一つ法務省にお答えさせたいと思ひます。

○竹内政府委員 通貨偽造についての罪が、現行法並びに外國の立法例から見まして適當であるかどうか、適當でないのではないかと御疑念に御質問の趣旨があつたかと存じます。現行の刑法は、今御指摘の通りでございます。日本、國內で通用するものと外國の通貨とを分けて二つの条文に規定してございまして、いずれも行使ノ目的ヲ以テ」といふ目的罪になつております。目的罪でございますけれども、これは眞正の通貨として流通に置くといふことなんでしょう、これはいろいろ目的がない場合には犯罪にならない、これは明らかでございます。しかし、この目的は、本人が自分は行使する意思がなかつたのだと言へばその目的がないといふことになるのじやなくて、こゝろ目的罪におきましても客観的な証拠によつて目的があつたかになつたかをきめるわけでございまして、現実に使つておきながら、私はこれは趣味でこしらへたもので使ふ意思はありませんと言つても、それは世間

に通用いたさないわけでございまして、外國の立法例をすつと見てみましても、全く行使の目的、つまり眞正な通貨として流通に置くといふ考えのない目的でつくつた、たとえば映画の俳優が金をやりとりしますときの金でございしますが、そういうお札のようなものをつくるか、あるいはいはゆる見せ金と稱して、ほんとうは使ひのじやありませんけれども、そういう見せ金だけに使ひたい方、そのために通貨のような札をつくる、こゝろに合はなは、通貨の信用を害さない。そこに見解の相違がございするけれども害さないといふ建前で、とにかく無期または三年以上の懲役でございます。重刑でございます。そういう重刑をもつて処断すべき案件について、全く行使の目的のないようなものについて処断するといふことは、刑事政策的にも適當でないといふような考へ方がございまして、諸外國の立法例はおおむね行使の目的、そういう言葉を使つていないで、眞正な通貨として流通に置く意思をもつてという書き方をしておるものもございしますが、要するに行使の目的といふことでしほりをつけております。ただ御指摘のようにアメリカの法律、ことに連邦の法律におきましては、日本や大陸法の諸國とはやゝ異なりまして、貨幣制度もアメリカは御承知のように違つておるわけでございまして、政府が発行するものでございまして、ここでは他を欺く目的をもつてといふことに日本語に訳せばなるわけですが、そういう目的は一体何だ、やはり眞正なものとして人をそつと信じさせるようなことは最小限度目的としてなければならぬ

といふことでございまして、平たく言へば、日本の行使の目的といふものに相當する言葉であらうと思ひますが、これは連邦の法律でございしますが、ただ金貨と銀貨、こゝろ硬貨につきましましては、行使の目的をもつて、あるいは他を欺く目的をもつてといふような言葉は全然なくて、金貨、銀貨を偽造すればそれ自体で犯罪になるという規定をいたしております。カリフォルニア州の刑法などを見ましても、金貨、銀貨に並べまして金塊、銀塊につきましても偽造行使といふ罰を設けております。これはもちろん行使の目的はないわけでありまして、そういう硬貨につきましましては、そのこと自体が中身が違ふといふようなことで不測の損害——これは信用力の問題もありまして、同時にそゝろいふ金属に対する価値の信用、そゝろいふものにも關係してくるという意味で、行使の目的をつけなくて、將來どういふかはすみからそれが金、銀あるいは金貨、銀貨として使われるかもしれないといふ、そういう將來の危険の蓋然性をやはり考へて行使の目的からはずしておると思ひるのでございしますが、諸外國の立法を見ますと、今概略を申し上げたように、アメリカ法律では實際的な解決、つまり將來への危険の蓋然性をやはり考へて行使の目的をはずしておる。それに反しまして大陸系では大体において行使の目的といふことでしほり、そのかわり刑も、アメリカの刑などは、たとえば今申しました人を欺く目的で偽造したようなものは法定刑は五千ドル以下の罰金または十五年以下の懲役もしくはその併科という規定を置いておりますが、これに反しまして日本の刑法では

無期または三年以上といふことになりますので、無期懲役あるいは十五年——有期懲役は十五年でございしますが、三年以上の無期までの法定刑で処罰するといふ形になつております。

現況はそゝろいふことになつておりますが、將來の姿をいたしましては、先生の御質問の趣旨にややそむいておるかとも思ひますけれども、一昨年の條に公表いたしました刑法改正準備草案におきましては、刑法の規定をかなり整理をいたしまして、その二百二十九条に內閣、外國の通貨を一本の条文でまとめまして、そゝろしてこの法定刑を三年以上の有期懲役、二年から十五年、——無期をはずして改訂いたしました。こゝろいふに改正いたしましたのは、ちやうど一九六〇年のドイツの刑法が——国会にたゞいま提案、審議中をございしますが、このドイツの一九六〇年の草案が全く同じ法定刑になつておりますことも確かに参考になつたと思ひますけれども、學者の間でいろいろ議論の末にそゝろいふことに落ちついたものでございまして、その辺は先生のものと重くすべきだといふ議論にはやや反したような結果になつておりますけれども、今後準備草案を審査いたします際には、現に起こつております事件等をも十分參照いたしまして、法制審議會でも十分議論していただきたく考へております。

○篠田国務大臣 先ほど、私法律の専門家でございせんから、輕いのじやないかと言つたのは、実は無期の方に氣がつかなくて、三年以上の懲役といふことだけしか氣がつかなかつたものですから申し上げたのですが、無期といふことがあれば決して輕いとは思

ない。逆に重過ぎるのではないかと思ひます。

○宇野委員 刑事局長から非常に長い御答弁を賜りまして恐縮しております。私の言いたいことは、今申されました通り、一応行使の目的、これがあるかないかといふことは、趣味でやるかどうかといふことなんです。しかしほんとの偽造は、經濟的に金もうけがしたいといふてやるか、あるいはやゝり趣味だといふ人も中にいるだろうと私は思ふ。従ひまして、將來に対する蓋然性といふことを言うのならば、私といたしましては、この点に關しては、行使の目的云々といふことを構成要件としない方がいいのではないか、それを私は申したいのです。

なおまた、貨幣制度に關しまして、今日の日本の貨幣制度とアメリカの貨幣制度と違ひ、また金貨、銀貨が通用しておることは當然承知いたしておられます。今日の日本は金本位制度ではございませんので、兌換券ではありません。従ひまして、紙幣一枚の価値の方が今日では大きい、一応信用通貨ですから、その信用通貨が趣味でやられて、趣味で偽造されて、一度使つてみようとすることになる、必ず。私はそゝろいふ意味合ひに於いて、宮地刑事局長にお伺ひしたいと思ひますが、今度にはソナタージュ写真、あれが犯人だとするならば、金もうけでやつていそゝろいふ氣がしない。金もうけならばもつともつと使ひでしよ。危険なところまで行つて使ひでしよ。ところが相當なこまかいし、あるいは趣味でやつておるんじゃないか、あるいはまた一つの変質犯じゃないか、か

な考えを起すのでありますが、浦和の魚屋さんも同様の御答弁を新聞紙上でしていらっしゃるが、そこを私は刑法の問題とくりつけてお話し申し上げてはいるのですが、あなた自体としては今のモニタージュ写真のあの犯人が趣味なのか、一つ、ぜひもうけでやってみようというのか、どちらだと思ひますか。

○宮地(逓)政府委員 この札が出したのは、一昨年の七月であります。それ以来今日まで出ましたのが三百二十五枚でございます。現在まだタンス預金その他におきまして多少は隠れたものがあるかと思ひますけれども、なお多くのものが偽造されておるとは考えられないのでございます。従ひまして、これをもって生計を立てるというふうなことは、われわれの方では考へられない。あるいは変質者あるいは他に生計を持つておつて、かようなことを、自分の技術を誇るというふうなことも考えられる。あらゆる面が想像できますけれども、少なくともこの偽造それだけで生計を立てる状態でないことは明らかだと存するのであります。

○宇野委員 今の刑事局長の御答弁よりいたしますならば、やはり法務省の刑事局長も将来そのように考えまして、一応今のような簡単なお考えじゃなくして考えていただきたいと思ひます。これはやはり国民生活に与える影響は非常に大きいと思ひますから。

そこで私は次にお尋ねいたしておきたいと思ひますが、やや事件の核心に触れるかもしれませんが、昭和三十三年、青森県におきましてにせ千円札が二十三枚発見された。以来その

二十三枚摘発はしたけれども犯人は今なおつかまがつておられない。今回用いているところの用紙あるいは印刷技術等々からも、その犯人と今回の犯人が同じ紙にのりんじやないかということでありまして。これは何れも推理小説的な質問をして推理小説的な答弁をいただいて満足するものじゃございません。

つまりにせれというものをほんとうに興味で、あるいはまたマニア的な考え方で印刷する人が今日の真犯人であるとするならば、やはり伊藤博文公もその例外でないだろうと私は思ふ。そうしたことを繰り返しておりましたははんとにばからしい。しかもそれに対して、三十二万五千円ぐらいのことで三千万円も使い、また逆説的に言うならば、また大蔵省で言えば三十五億圓もつぎ込んで伊藤博文公の新千円札を発行しようというのですから、これはやはり国家の威信の問題でもある、また国際信用の問題でもある。従ひまして、この間の経緯をいたしまして、昭和三十三年に発生いたしましたあの千円札事件と今回の事件とは、関連があるものかないものか、この点を一応捜査上の問題としてお尋ねいたしておきます。

なおまた第二点といたしましては、浦和の魚屋さん、いわゆる百円硬貨を五十枚ばかりつくつていらつしたといわれるのですが、あれも当然今回の千円札の犯人捜査の線において、副産物として生まれたのか、本流として生まれたのか、このことに関しましていろいろとやはり憶測があります。私が最初にお尋ねいたしましたのは、モニタージュ写真の単独グループではなくて、他にもグループがある

のじやないかということも考えられます。しかしこうした国会での論議となりますと、非常に神経を過敏にいたしておりますし、私は捜査の妨害をしようとは思ひませんけれども、将来のために一応、いかにこの犯人の追及がむずかしいものであつたかということもお伺ひいたしておきたいと思ひます。一つその辺の事情がおわかりならば、答弁せられる限り承りたいと思ひます。

○宮地(逓)政府委員 ただいま御指摘の青森、福島等を中心に行使されましたにせ千円札、われわれこれを二三号と申しております。この二三号につきましては、その共通点と申しますと、写真による四版凸版の技術による、こういう点におきましては、今回三三七号事件と共通でございます。しかしながら直ちにこれに検討いたしてみますと、直ちにこれが同一犯人であるというふうなまでに決定いたしませんことは、捜査上少し早計ではないかという節もあります。しかしながらわれわれが今回の三三七号事件を捜査しております念頭には、常に二三号事件というものがあつた、これは事実であります。最初に申しました、手法において似ておるが、具体的なところとかい点になりますと必ずしも今回のものと一致してない、こういう点において、今のようなお答へを申したのでございます。

それからお尋ねの第二点、浦和の問題でございます。御承知のようにわれわれの方といたしましては、こういうふうに行使の問題は、私の記憶で申しますと、先年の十月二十二日に新潟県にH D券が出まして以降、今回静岡に行使されるまでは新種が出てこない。

しかしながら警察といたしましては、基本的に、最初申しましたようにいかにわしい人物、物、その他これらに関する情報というものがつきまして、たんにねに集積いたしまして、これを各件とも分析いたしております。その広い意味の鷹鍰捜査という一環におきまして、今回の浦和におきまして硬貨というものが出てきた。なおこの行使犯——浦和事件につきましては、今先生御指摘の通り、最初は自分の腕をためすためにこういうふうな十九枚つくつたというのを申して、偽造犯でないと思ひましたけれども、強制捜査に踏み切りまして、証拠を突きつけての捜査に入りましたところ、やはり行使の目的を自供した、こういうことでございます。本件事件は三三七号の直ちに本流ではございませんが、広い意味の偽造犯捜査の一環として生まれてきた事件で、他にもこういう事件はあるのであります。

○宇野委員 最後に、もう一点だけお尋ねいたしておきたいと思ひます。私もいろいろとこの問題、研究もいたしました。調査もいたしました。結論といたしましては、行使犯であるから非常に捜査が困難をきわめておるといふことも事実でございます。ことにこの間、そこまで警察が大いに追及されたその勢に對しましては、われわれといたしましては非常に敬意を捧げるものであります。しかし要は民間に協力を得なくちゃなりません。より一そう民間に協力を得なくちゃなりません。そうして、私の手元にも資料として出していただきました写真が、駅だとかあちこちから張つてあるわけですが、私自身がこの写真を見ておりま

すと、千円のごが違ふ。横線が違ふ。あるいは聖徳太子の字が違ふ。から草模様が違ふという事はわかるのですが、いわゆる偽造の真券、にせ札の真券を見ない限りは、色合いたとかすべての問題でかなりわかりにくいと思ひます。だからそういうものは非常に重大な証拠資料ですけれども、民間に協力を得るときには、これが真券だというふうな、何かこういう大きな新しい方法をお考えになつてはどうなんだろう。あとから一度見せていただくだらうか。あとから一度見せていただくだらうかと思ひますけれども、従つてなかなかその真券のほどがわれわれしうとはわからぬ場合もございませう。

第二点といたしましては、ついでこの間静岡で起こりましたときに、斎藤知事が、もしも真犯人がつかまつたならば、それに協力していただいた人には知事として感謝の意を込めて百万円出しませう。考えによつてはなかなか警察のために協力していらつしやいます。しかし考えようによつては、私はこれは自治大臣にちよつと一言お尋ねいたしておきたいと思ひますが、もちろん協力費とか感謝費といふことならばよろしかろう、あるいは寄付金といふことならばよろしかろう。しかしこれが一応協力といふことになつて——知事さん、あるいは三選か四選されて、喜びのあまりついああいうことを言つていらつしやと思ひますが、地方財政の面から考えますと、こうした贋造紙幣に対する捜査というやつは、御承知のようにいわゆる国費事件であります。だから財政区分というものがおのずから明らかにされておらなく

ぢやありません。従いまして、知事が自分のポケットマネーから出されるならばいざ知らず、県費を使うという建前においてその財政区分というものが明らかになっておるものか、ということか、この点は私は必ずしも問題だとは思いません。警察官に百万円上げましょう。ところがその警察官自体は――捜査の士気を鼓舞せんがための百万円の場合の解釈、これを一つお尋ねいたしておきたいと思ひます。この行為が悪いとは私は決して考えておりません。もしも今後にせしが発見されました場合には、各府県においては知事が先頭に立つて行く。そこら辺の意気込みを示していただくということもけっこうでございますが、その点について、自治大臣は両方兼ねていらっしゃるから、一つ御所見を承っておきたい。そして、私といたしましては、今後一つさらに拍車をかけられまして、民間の協力をなお一そう得ることによって、この犯人を徹頭徹尾逮捕していただきたい。とにかくわれわれの希望といたしましては、伊藤博文が見えるまでにこれは逮捕されるのが常道ではなからうか、かように考えますので、一つその点、先ほどから柏村長官の御所見のほども聞いておられますから、最後に長官といたしましての御所見も承りまして、私の質問を終わっておきたいと思ひます。

○柏村政府委員 賄賂捜査につきましましては、先ほど刑事局長からも申し上げましたように、基本的な面からの捜査と、それから行使面からの捜査をあわせて、全国警察をあげて努力をいたしておるわけでございます。しかしながら、これは単に警察だけの力では、特に行使面等につきましては民間の絶大な御協力をお願いいたしておるわけでございます。最近、特に静岡県に行使されて以来は、特に民間の御協力が非常に高まっておるわけで、感謝をいたしておるわけでございます。そうした民間の御協力と御声援に対しまして、われわれとしてはあくまでもすみやかにこの事件の解決を見るように努力して参りたい、こう考えておるわけでありまして、

今の府県の知事の資金の問題は、自治省の關係でありますから……

○篠田田務大臣 通貨偽造の捜査に要する経費、これは警察法施行令第二条の八号で、国費で支弁するということもはもう既定の事実です。今お尋ねの静岡県知事が奨励金として犯人を逮捕したりあるいはまた偽造通貨を発見した者に対して懸賞金を出す、これは知事の善意に出たもので、結局捜査に協力するということ、あるいはまた県民の通貨に対する不安を一日も早く除くとする善意に出たものであらうと思ひますが、知事がそういう懸賞を出したか出さないかというところは私よく承知しておりません。何か新聞が何かでちょっと見たことがありますが、これはどうも本筋からいって、地方費で懸賞を出すということはあまり感心できないのではないかと。しかし、捜査に協力をする、あるいはまた県民の不安をなくすという善意から懸賞を出したというところになると、懸賞金ですから、出していいけないということも言えないのではないかと。私はその程度の判断に立っておるわけでありまして、もっと法律的に詳細な解釈が必要であれば、事務当局をして答弁をさせます。

○松島説明員 お答えをいたします。

ただいま大臣からお話をいたしましたように、警察法施行令の第二条第八号の「通貨偽造、重要な有価証券偽造その他の国民経済を混乱させるおそれのある犯罪」、これの捜査等に要します経費は国費の負担ということになっておるわけでございます。ただ、今お尋ねのございましたものが、直接この捜査そのものの経費であるか、あるいは捜査を促進するための一般的な県政全般に対する配慮から出たものであるか、その点の判断はなかなかむずかしいところがあると思ひます。従いまして、一律にこれが違法な支出であるというふうに断定することは困難ではなからうか、かように考えております。

○永田委員長 阪上君。

○阪上委員 私もごく簡単に二つばかり伺っておきたいが、あのモニター・ジュ・写真、どういう科学的なやり方によってつくられておられますか。警察科学研究所あたりでやつておるあのモニター・ジュ・写真のつくり方、あいつたものと同じような周到な手続を経ておるのか、その辺のところをちょっと御説明願いたいと思ひます。

○宮地(直)政府委員 モンター・ジュをつくり出す場合、つくる方の人の問題と、つくる材料の問題と、二つあるかと思ひます。今度の場合には、静岡県には相当高度の技術を持った者がおりまして、技術的には心配がない能力を持ってこちらの研究所で相当研究した者が行つておるので、他に応援が必要かどうかという点も念を押したものであります。客観的に見て、あの者の

のつくるモニター・ジュ・写真というものは権威があるということでございます。作成了たものであります。

なお、モニター・ジュ・写真の内容の問題であります。これはいかに技術者が技術を持っておりまして、その材料が不確かな場合におきましては、これはできません。従来の例は、見た人の記憶が相当不確かで、意識というものが必ずしも明確ではない。そのために、われわれの方の判断では、第一次行使ではないかというふうに判断される場合でも、捜査資料はできましてモニター・ジュ・写真はできなかったというの静岡において発見したものに付きましては、その顔、姿を目撃した者が約五名、そのうち二名がはっきりと――あらかじめ警察がこういふ偽券が出たというところを三時間前に通知してありましたため、その二名の記憶というものは比較的確かである。その他の関係者の材料を集めて、時間、捜査の手段とするために短時間につくりましたけれども、十分にけるという自信を持ってモニター・ジュ・写真を作成したのであります。

○阪上委員 モンター・ジュ・写真の一般論ですが、正確度の高いものであると認定は、鑑識官がやるのか、本人がやるのか、そこらところはどうか、本人がやるのか。あるいはそれに対する正確度を判定する基準といったものを警察はもっていないでしようか。

○宮地(直)政府委員 今回のモニター・ジュ・写真は早々の間につくりましたから、あるいははくろがある、あるいはそこには傷があるというふうな微細な点につきましては、まだ不完全なものと思ひます。しかしながら、今申しましたように、犯人のカンがとれるというふうな点につきましては、自信があると申しました目撃者に再度見せ、これでいいかどうか、さらに他の現場における者の、つまり第一に出ました清水等における目撃者、こういう者の意見を総合いたしまして、このモニター・ジュ・写真を公表することが捜査上有効である、かように判断をいたしたのでございます。

○阪上委員 その最初のモニター・ジュ・写真以後において、モニター・ジュ・写真は修正されておりますか。

○宮地(直)政府委員 修正されております。

○阪上委員 おそらくその後の材料等が整わないから、修正できないだろうと思つておられる。私がこのようになことを質問いたしますのは、あれはかなり正確度が高くないと他人に及ぼす迷惑というふうなものではないか。迷惑を引き起こしてないかどうか。迷惑を引きたというふうな例は、実際にあるから、ないならいい、そのことを一つ御報告願いたいと思ひます。

○宮地(直)政府委員 ただいまの御質問は、この写真を出すことによって迷惑のかかる人があつたかどうかという問題でございますが、これは私の方でモニター・ジュ・写真を出しますときに、清水の行使の場合は帽子をかぶつておらない、静岡市においてはかぶつておる、こういうふうな差異があります。従つてめがねをかけておること等も考慮を合せて、変装することは予期

いたしておるであります。従つてこのモニタージュ写真につきましても、具体的に注意は発表したのでございませうが、その部分のPRが不足のために、これが変装ということが予定されないで部外に出たような印象を与えております。

それから第二点といたしまして、このモニタージュ写真につきましても、比較的特徴のない顔であると思われるのは思つております。従つて、間違われる可能性があると、われわれも十分に留意いたしまして、われわれもくまでも民間の協力を得るという意味におきまして、あらゆる情報をいただきましますけれども、その情報を直ちにうのみにし、それを被疑者扱いにするな、不審者であつても被疑者ではないという点に十分注意をいたしたのであります。が、今までわれわれの報告によりまして、たびたび職務質問を受けた、不愉快な目にあつたという事例の報告に接しておるであります。

なお、第一点の修正が可能かどうかという問題に就いて御質問があつたのでございませうが、この点につきましてもは現在目撃者につきましても、われわれの方がモニタージュ写真を修正するたために、いろいろ聞きましても、これはいろいろ報道関係その他からも聞かれておりまして、先入主が入つております。先入主と申しますか、いろいろ直感的な印象というものが薄れて参りまして、かえつてこれは危険なことだ、こういうふうに判断いたしておりますので、私どもの方ではそういう意味において、今までも直感といひますか、第三者が当たらない最初の印象というものを中心にモニタージュ作成、

あるいはモニタージュに至りませんでも、資料というものを作成しておるのでもあります。

○阪上委員 そこでできれば、非常に技術的にむずかしいかもしれないに、あるいは正確度を逆に減少することになるかもしれないけれども、めがねをかけていない場合はこういう顔で、帽子をぬいだときはこういう顔だというように修正というものはどうなんでしょう。あなたの方の見解を聞きます。下手をすると大へんなことになると思ふが……。

○宮地(直)政府委員 今申しましたように、清水の場合におきましてはめがねをかけていない。ところが不幸にして、めがねをかけていない第一行使者を見た方が、その意識において行使者だという気がございせんために、非常に不正確な表現しかできない。そのために、この第三現場におきましてつくりましたモニタージュ写真をお見せした場合でも、ある点は非常によく似ている、この点はほけていゝというやうな点によつて、発見者の、その直接の記憶によつて、めがねをかけていない写真というのを、部外に発表するやうな状態のものをつくり得るかどうかというところは、現在検討している段階なのであります。

○阪上委員 そこで、あいつたモニタージュ写真によつて密告といひますか、通告があつた場合の職務質問は、どういふやうな慎重さをもつておやりになつておるでしょうか。

○宮地(直)政府委員 静岡県の場合におきましては、とつさの場合におきまして、相当多数の者におきまして、同一人が似ているといふことにおいて、

その一兩日間におきましては、多少御迷惑をかけた例を私どもも耳にしております。しかしながら、現場において犯人がすでに現行犯あるいは準現行犯として逮捕し得ざる状況と判断せられました以降におきましては、われわれの方におきましても各県に電話と文書をもつて、単に似ておるからといつて、先ほど申し上げましたように、これを被疑者にするな、やはり通報者の言葉の信憑性あるいはその裏づけをとつて、慎重にこれを取り扱ふということ、私の方では全国に指示をいたしておるのであります。

○阪上委員 大体わかりましたが、うちの委員の中にも、あいつた大久保彦左衛門みたいなめがねをかけておる者もおつて、冗談にひやかされておるくらいのものであります。そこで一つこの際お願いしたいと思ひますのは、あいつたことによつて迷惑を受ける人はかなりあると思ふのですけれども、国民が警察に協力するんだということ、これはやはり忍んでもらわなければならぬと思ひますが、そういう意味のことをもつと国民に周知徹底させておく必要があるのではないか、正確度は必ずしもこれで確かなものではないのだから、あるいは間違ひを起すこともあるけれども、警察に協力してもらう意味において、早く犯人をあげる意味において、どうぞ一つそういう点について御了解を願いたいくらいのこと、は、あらかじめPRしておかないと、今にあつちでもこつちでも間違ひられて問題を起すやうなことになるはしないか、この点一つお願いをしておきまして、質問を終わります。

○永田委員長 次会は公報をもつてお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。
午後三時八分散会

〔参照〕
地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇一号)に関する報告書
地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇二号)に関する報告書
〔別冊附録に掲載〕